

令和2年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和2年12月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月3日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平
3番 山本義史 4番 欠員
5番 上滝義平 6番 野木康司
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスタース、参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議第37号 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正すること
について
日程4 議第38号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程5 議第44号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

することについて

日程 6 議第 39 号 奈良県広域消防組合理約の変更について

日程 7 議第 40 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 10 号について

日程 8 議第 41 号 令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 9 議第 42 号 令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 10 議第 43 号 令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について

日程 11 要 望 等

日程 12 一 般 質 問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり議場の換気を行い、またマスク等の着用をお願いします。

また、発言時におきましては空気乾燥による飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にて着席のまま行っていただきますようお願いいたします。

次に飲み物の持込み及び飲用については従来どおりとし、傍聴人の方々にも同様と致します。傍聴人の方をはじめ町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

6番 野木康司議員、7番 山本隆敏議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より11日までの9日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より11日までの9日間に決定いたしました。開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

おはようございます。

(「おはようございます」の声あり)

開会にあたりひとことあいさつを申し上げます。

まずは、令和2年第4回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ全議員の皆様方にご出席を賜りありがとうございます。

本議会に上程させていただきます議案は、条例改正3件、規約変更が1件、補正予算（案）が4件でございます。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

行政報告につきましては、11月27日臨時会以降でございます。概ねその時に報告させていただいておりますので皆さんのお手元でご覧いただければと思います。

感染拡大が急増しております。その中で本定例会を迎えております。クリアパネルまた議会運営のあり方も含め、議会の皆さん方のご協力そしてまた町当局といたしましても、感染拡大を防止する形で臨みたいなというふうに思いますので本定例会最後まで慎重審議をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

藪坂議長

ありがとうございました。

日程3 議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

（事務局朗読）

説明を求めます。

藤本町民課長。

藤本町民
課長

それでは、議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

改正の主旨につきましては、先ほど事務局の説明のあったとおりです。

根拠法令等につきましては、「印鑑登録証明事務処理要領」によるものです。

改正する条例の概要ですが、まず改正する条例は「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例」です。

改正概要につきましては、「多機能端末機に個人番号カードを使用し、暗証番号及び必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるもの」です。

また、「使用する暗証番号、利用者は、利用者証明利用者符号を利用するため設定した暗証番号いわゆる個人番号カード作成時に設定した暗証番号」です。

施行期日につきましては、「令和3年2月1日から」です。

以上審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程4 議第38号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

藤本町民課長。

藤本町民
課長

それでは、議第38号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

議案説明資料3ページをご覧ください。

改正の主旨につきましては、先ほど事務局の説明のあったとおりです。

目的として、「国民健康保険税の軽減所得判定基準の見直し」です。

根拠法令等は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」に基づきます。

改正する条例の概要ですが、まず改正する条例は「吉野町国民健康保険税条例」です。

改正概要につきましては、「国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正を 33 万とあるのを 43 万に改めるもの」です。「その他字句の追加等」です。

施行期日につきましては、「令和 3 年 1 月 1 日」です。

審議の程よろしく申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 5 議第 44 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

藤本町民課長。

藤本町民
課長

それでは議第 44 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

議案説明資料をご覧ください。

改正の主旨につきましては、事務局の説明のとおりです。

目的等につきましては、「適用期間の見直しを行うもの」です。

根拠法令等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について」です。

改正する条例の概要ですが、まず改正する条例は「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例」です。

改正概要につきましては、「国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給の適用期間」です。現在「令和2年12月31日まで」を「規則で定める日」までに改めるものです。以上です。審議の程よろしくをお願いします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教厚生委員会に付託することいたします。

日程6 議第39号「奈良県広域消防組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。

議第39号につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、今事務局朗読のとおりでございます。

改正の主旨は大きく2点ございます。「意思決定機関の明確化」というところと「経費負担方法の見直し」でございます。

変更の概要欄に記載させてもらっております。まず「組合の執行機関の整理・充実」ということで第8条におきまして「管理者・副管理者の選任ルールを明

確化するもの」、また第10条におきましては「管理者・副管理者の任期を2年と定めるもの」、第13条におきましては「従来の運営協議会を正副管理者会議に改めるもの」、また15条におきましては「企画調整会議の新設を行うもの」でございます。別表としまして「従来の11区分ありましたものを7区分に再編するもの」でございます。5ページのほうに記載させてもらっております別表でございますが、当吉野町におきましては「従来の吉野区分と中吉野区分を統合した第6区分に属すること」になります。また大きな2点目の改正としまして「経費負担方法の見直し」でございます。こちらにつきましては16条で「消防署所属負担方式いわゆる自賄い方式を廃止し、共通経費化に移行するもの」、また17条におきましては「分担金の按分方法と按分率を定めるもの」でございますが、これにつきましては「条例で規定する」というところでございます。なお、令和3年度の予定の経費負担方法につきましては5ページの下段に記載のとおりでございます。施行期日は「令和3年4月1日」を予定しております。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにしたします。

日程7 議第40号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第10号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

山本財務課長。

山本財務

失礼いたします。

課長

議第 40 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 10 号」につきまして予算書に基づき説明をさせていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,737 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 9,569 万 9,000 円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正といたしまして、第 2 条のほうで債務負担行為の追加を、また地方債の補正といたしまして、第 3 条で地方債の変更を求めるものでございます。

ページをめくっていただきまして 6 ページをご覧ください。

第 2 表「債務負担行為の補正」でございます。

追加する事項につきましては、「聖火リレーの負担金」

期間は、「令和 3 年度」限度額を、「135 万 5,000 円」とするものでございます。

また 7 ページをご覧ください。

第 3 表「地方債の補正」といたしまして、変更する起債については、起債の目的が「町道整備」、現在「限度額を 2,320 万円と定めているものを、350 万円追加し、2,670 万円まで限度額を変更するもの」でございます。

続きまして、説明書の 16 ページ、17 ページをご覧ください。

一番上の段から、15 款「国庫支出金」補正額「4,438 万 8,000 円」でございます。主なものといたしましては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」2,561 万 5,000 円。また「防災・安全整備交付金」といたしまして 1,447 万 8,000 円などでございます。

2 段目、3 段目の方になります。

第 16 款の「県支出金」といたしまして、あわせて 589 万 2,000 円の補正を求めるものでございます。

主なものといたしましては、社会経済回復「奈良モデル」応援補助金として 500 万円、災害対策事業に対する県の上乗せ補助金でございます。

下段に移りまして、20 款「繰越金」補正額「1,359 万 5,000 円」でございます。

今回の補正予算で不足する財源を補うため繰越金の一部を充当するものでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

22 款「町債」、補正額「350 万円」、過疎対策事業債を借り入れるものでございます。

次に歳出の説明に移らせていただきます。

22 ページ、23 ページをご覧ください。

2 款「総務費」、「庁舎等管理事業」といたしまして、金額のほうは 791 万 5,000 円でございます。主な内容につきましては、「無線 LAN ネットワーク施設整備委託料」や「備品購入費」でございます。

2 段目「総務費」の「職員給与費」といたしまして、こちら「総務費」から 33 ページの 9 款「教育費」まで、15 の事業におきまして、「職員給与費」の補正を求めるもので、合計額といたしまして、時間外勤務手当の見直しに伴う費用として、157 万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、24 ページ、25 ページをご覧ください。

「総務費」の続きで 5 項「戸籍住民基本台帳費」、「住民基本台帳ネットワーク等事業」といたしまして、90 万 4,000 円の追加を求めるものでございます。

内容については、マイナンバーカードの関連事務に伴う費用でございます。

下段に移りまして、3 款「民生費」、補正額「499 万 4,000 円」でございます。

内容といたしましては、「介護保険事業特別会計への繰出金」473 万、また「後期高齢者医療特別会計への繰出金」26 万 4,000 円で、制度改正に伴うシステム改修への繰出しの増額でございます。

26 ページ、27 ページをご覧ください。

下段になります。5 款「農林水産業費」といたしまして、240 万円「農業用施設整備事業」の追加をお願いするものでございます。

28 ページ、29 ページをご覧ください。

6 款「観光商工費」、「新たな観光スタイル推進事業」といたしまして、450 万円、「ワーケーション推進に伴うモニターの招致、また分析費用等」でございます。また「観光商品券事業」といたしまして、570 万円、「商品券の追加を求め

るもの」でございます。

30 ページ、31 ページをご覧ください。

7 款「土木費」でございます。2 項「道路橋梁費」といたしまして、補正額 2,580 万円、内訳といたしましては、「町道管理事業」350 万円、「町道新設改良事業」2,200 万円などでございます。

「土木費」の続きで、3 項「河川費」といたしまして、「河川整備事業」50 万円、また 6 項「住宅費」といたしまして、「県営住宅管理事業」修繕等に伴います費用、89 万 2,000 円の増額を求めるものでございます。

次に、32 ページ、33 ページをご覧ください。

8 款「消防費」、「災害対策事業」といたしまして、「感染症等関連備品購入」また「地域コミュニティ維持推進交付金」の支出のため、1250 万円の増額を求めるものでございます。

以上が、令和 2 年度一般会計補正予算（案）第 10 号の主な概要でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

上滝議員

はい。

藪坂議長

質疑でよろしいですか。

質問・疑問でよろしいですか。

上滝議員

質疑や。

藪坂議長

はい。上滝議員。

上滝議員

27 ページ。

職員手当等、時間外勤務手当に 126 万円というのがありますけれども、これどのくらい的人数で、どのくらい時間があるのかどうか。

あるいは、例年に比べて、多くなっているのか、少なくなっているのか、そこらへん教えていただきたいと思います。以上。

そしてもう1つ、水曜日の日に超過勤務手当を出さないと……、残業はないと昔から聞いてるんやけども、それが実行できておるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

藪坂議長

はい。奥出総務参事。

奥出総務
参事

失礼します。

今回の、時間外勤務手当の補正につきましては、新型コロナウイルス関係の対応とかで、各方面・各担当においてそれぞれ時間外勤務が増えたところにつきましては増加させました。

また、実績等に応じて減額したところもございます。

時間等につきましては、改めて資料をお示しさせていただきたいと思いますので、今ちょっと手持ちにございませんでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、水曜日の「ノー残業デー」のお話でございますが、水曜日につきましては、極力「ノー残業デー」ということで、定時に帰るように勧奨しております。ただ、やはり先ほど申しました「新型コロナウイルス感染症対策」であったり、また各方面の会議等におきまして、どうしてもやむを得ない場合につきましては一部認めているところもございますが、そちらの実績等につきましてもまた改めてお示しさせていただけたらと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

ありがとうございました。

ただ、縦割り行政ではなくって、横と横との連絡を調整しながら円満に公的な公費の負担等を考えますと、縦割り行政ではいかんというふうに私は思ひますので、またよろしくお願ひします。以上。

藪坂議長

また、委員会で論議をお願いします。

他にございませんか。

それでは、本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 8 議第 41 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

藤本町民課長。

藤本町民
課長

議第 41 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について」説明させていただきます。

議案説明資料の 8 ページをご覧ください。

補正予算の概要ですが、歳入歳出の補正です。

補正前の額「1 億 6,400 万円」、補正額「33 万円」、補正後の歳入歳出予算額「1 億 6,433 万円」となります。

歳入の補正ですが、3 款「繰入金」、補正額「26 万 4,000 円」摘要としまして「その他繰入金」です。

6 款「国庫支出金」6 万 6,000 円、「後期高齢者システム改修補助金」です。

歳入補正合計額が、「33 万円」となります。

歳出につきましては、1 款「総務費」、補正額「33 万円」となります。「委託料（後期高齢者医療システム改修）」です。最終補正合計額「33 万円」となります。以上。審議の程よろしくをお願いします。

藪坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。はい。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにしたします。

日程 9 議第 42 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼いたします。

議第 42 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」吉野町介護保険特別会計補正予算書を基に説明をさせていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

歳入歳出ともに、561 万円の補正予算（案）です。

歳入歳出それぞれの補正前の予算額「13 億 6,264 万 4,000 円」に……

(「6,800 やぞ」の不規則発言あり)

すみません。補正前の額「13 億 6,264 万 4,000 円」に「561 万円」を追加し、補正後の歳入歳出のそれぞれの予算額「13 億 6,825 万 4,000 円」となります。

内容といたしましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行される介護保険制度改正に伴うシステム改修の委託料でございます。

続きまして、補正予算書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

歳入の補正といたしましては、2 款「国庫支出金」、2 項「国庫補助金」、「介護保険事業補助金」として 88 万円、6 款「繰入金」、1 項「一般会計繰入金」、

「事務費繰入金」として 473 万円、歳入補正合計 561 万円でございます。

続きまして、補正予算書 18 ページ、19 ページをご覧ください。

歳出の補正といたしまして、1 款「総務費」、1 項「総務管理費」、「一般管理事業」、12 節「委託料」「システム改修委託料」として、561 万円の補正予算（案）を提案させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 10 議第 43 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

議第 43 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算書」に基づきまして補正内容を説明をさせていただきます。

内容につきましては、第 2 条の予算第 4 条本文括弧書きの「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,016 万円は当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,201 万円及び過年度分損益勘定留保資金 815 万円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,180 万円は当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,201 万円及び過年度分損益勘定留保資金 979 万円で補

てんする」ものと改めるものでございます。

内容につきましては、支出の第2項「企業債償還金」、補正額といたしまして「164万円」でございます。補正後の額といたしまして1億6,681万円でございます。これにつきましては、借換債の償還年次切替による補正でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 11 「要望等について」

要望書が2件提出されております。

中荘地区自治協議会 会長 竹田哲三氏 他1名により提出されております「奈良県農協中荘支店跡地の取得について」を議題とし、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本要望については、産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は産業建設委員会に付託することにいたします。

続きまして、山口自治会 会長 阪口勝康氏 他 10 名より提出されております「小中一貫教育校開校後の吉野北小学校校舎の早期利活用を求める要望」についてを議題として、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本要望については、総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

続いて、一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので暫時休憩いたします。再開は、11 時 5 分といたします。

(午前 10 時 52 分 休憩)

(午前 11 時 5 分 再開)

再開いたします。

日程12 一般質問に入ります。

3 番、山本義史議員より出されております

(1) 吉野ビクターズビューローの今後について

(2) 地域公共交通について

の一般質問をお願いします。

山本義史議員。

山本議員

3番、山本義史でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、この一般質問というのを非常に大切に思っておりまして、町長なり、役員の執行部側の方と1対1でお話ができ、私の時間、誰にも邪魔されずに話のできる時間だと。そして、しょうもないことを質問したら、おまえ、しょうもなかったなとか。それから、いい質問したら、いい質問したなという町民の方々の意見もありますし、いろんな町民の方の意見を吸収した上で一般質問しているつもりなんですけれども、いや、おまえの考え方はそうかも分からんけれども、こういうのもあるでという、そういった意見も多数聞かせていただいております。この一般質問を非常に楽しみにしておりまして、本日も町長以下、お話を聞かせていただきたいなと思います。

まず、1番目の発言でございます。吉野ビクターズビューローの今後についてという質問でございます。

以前のこの吉野ビクターズビューローになる前は、吉野町観光協会というのがございました。吉野山観光協会、それから津風呂湖観光協会、国栖観光協会と、3つの大きな観光協会がありました。そこへ、吉野町の観光協会が、一応3つを束ねるとような形になっておりましたが、実質は補助金を毎年のように一定額、確か20万ぐらいだったと思うんですけれども、補助金を出して、いろいろ活発にやりなさいよという。ほんで、何かの行事があるときは、吉野町の観光協会長が、歴代吉野山観光協会長を辞められた方になって、運営しとったという時代がございました。

それから進化しまして、吉野ビクターズビューローというのができました。一般社団法人を取得しまして、旅行業、旅行業法の第二種を取得し、今後はDMO法人を取得するということまでなっております。何かこう、点から線に結びつき、それが平面になり、吉野町全体をこう把握できるような、要はそういう形の、その頃はまだDMOという言葉は出ていなかったんですけれども、DMOをするべき状況というか、になりつつあるなというときにできてきて、DMOの

話、それからまたDMCの話というのが非常に出てきておりますので、これは非常によいのではないかと考えております。

今では、その3つの観光協会だけではなく、吉野町の観光業者も含めた幅広いもの、幅広い業者の人、業種の人を社員としまして、一つの吉野町全体の観光業者ということで、我々吉野町の観光業者にとっては非常に重要な組織になっておるといのが現状だと思っております。

そこで、町長は、今後の吉野ビジターズビューローをどのように考えておられるかということをお教え願いたいと思います。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

山本義史議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

吉野ビジターズビューローの今後についてでございます。

先ほど山本議員から、るる、このビジターズビューローに至るまでの少しお話をいただいたかなというふうに思います。この件につきましても、私もちょうど議員のときに、このビューローのような形の組織体制は、吉野町の観光行政にとっては必要であるというふうな質問もさせていただいた経緯があります。

そのビューローですけれども、ちょっとそれを振り返りながらお話しをさせていただきますなと思います。

平成25年2月にこのビジターズビューローが設立され、先ほど山本議員もおっしゃっていただきました目的ですね、目的は、会員が一体となって観光振興に取り組む。2つ目が、吉野地域の玄関口として周辺地域と連携、また、おもてなしの充実を図る。3つ目として、長期的に既存の観光協会、吉野山、津風呂、国栖の統合を目指すことを基本方針として取り組まれております。

そして、個別の、先ほど観光協会に所属していない町内事業者にも参画してもらおう。これが、いわゆる一体的に、また全体的に観光に取り組むという姿勢の下、進めた経緯があります。

実は、その25年から、ちょっと会員の数字なんですけれども、押さえて見ると、設立から26年度の正会員が61名、賛助会員含めても66名です。そして、令

和2年度の正会員数は57名、賛助会員数含めても67名です。実は、この辺の会員数なんですけれども、私もその当時から、自然、木材、製材も含めたツーリズムをしながら、この会員数を増やしていく。当然、一般の飲食店の方々も入ってもらおうということも含めて、このビューローができたと思うんですけれども、実質の会員数を見ても、ほぼこの横ばいの状態で変わっていないのが現実なんです。

ちょっと例えなんですけれども、この私がビジターズビューローを、このような観光行政が必要やというきっかけは、実は2011年ぐらいだったと思うんですけれども、知床の羅臼観光協会、実はここに知人、友人なんですけれども、行ったときに、事務局長が公募で女性の方がなられた。実は、その宿まで手配もしているから、わざわざ宴会のところに来てくれて、事務局長ですということも含めて、非常にバイタリティーがある、そういう公募型で来られた方がおられた。ですから、やはり人材が一番やっぱり必要であるなという思いの中で、このような質問をさせていただいたんです。

羅臼の町といいますと、人口規模でいきますと4,700ぐらいなんです。実はその羅臼の会員さんでも、121名の会員さんがおられる。やはり全体的に、観光として事業者も連携できているという形が、実は本来のビューローの形にもっていかないといけないんじゃないかなというところで、実際にDMOの法人として、ある程度観光行政に取り組んでいこうとしたのが、地方創生交付金で平成30年から、ある意味そのDMO法人の取得であったり、DMCも含めてですけれども、地方創生交付金をいただいてビューローのほうでやってきた。

実は、当然DMOの法人格を取りにいて、全体で観光をやっていくというのは、これもう当然必要なことなんですけれども、実はこの25年から始まりながら、やはり一番基軸にある事務局長であったり人材という部分が、非常にやはりこの8年間の中で、今の状態ではそんなに誰がビューローの顔、事務局長がやはりなかなか育たない状況の中で、その中で事業をこなしていかなければならない。ということは、補助金のその割合が非常に高くなってくると、やはり投資額と、そして成果と広がり。やっぱり公的な税金を使う以上、ある程度のその広がりの中で全体にどれぐらいの波及効果があるか。ここをやっぱりもう一度見極めながら、立て直さないといけない時期に来ているんじゃないかなという思いがござい

ます。

ですから、今後のビューローにつきましては、一旦地方創生交付金の形でやってきた事業、当然あります。ただ、DMOとしての、この多様な関係者との連携、これがなかなかやっぱりできていない部分がありますので、この部分をもう一度、吉野町の観光行政の軸として、やはり今観光課とビューローが、二重行政のような形に若干なっているところもあります。役割分担の部分であったり、同じような事業が被っている部分もあったりしながら来ている部分もありますので、もう一度その多様な関係の連携をつくる基礎づくり的なものを、吉野町の観光からもう一回立て直していきたい。

DMCでやっている部分もあります。今年立ち上がった「よしの一と！」とかECサイト。これも、やはり今の状態で拡大していったら、非常に費用だけが莫大にかかってしまう。ですから、もう一度その原点であるガイドツアーとか、やはり旅行の部分、ここの部分を、実はもう一度立て直しの軸にしていきたいなという思いがございます。

実際に町内では、スマイルバスツアーという形で50回やっていただいた。本来、それぞれの地区の資源を生かしていただいた形でのツアー造成をしていただいたり、またビューローから委託を受けて、宮滝遺跡の壬申の乱とか、そういうふうなツアーもやっていただいています。

ですから、もう一度そういった軸の部分を中心にしながら、ビジターズビューローというのを立て直していきたいなというふうに考えています。

藪坂議長

3番、山本議員。

山本議員

今の話ですと、要するに、吉野ビジターズビューローのその社員である会員数を増やして行って、もっと増やして行って、もっと充実させたビジターズビューローにすべきやないかというご意見でございますね。

藪坂議長

中井町長。

中井町長	<p>会員数の今、話をさせていただきました、25年から。なぜ、この会員数が上がっていないか。また、ビューローそのものの軸になる人が育っていない。これも、ある程度のこの期間の中で見えてくる部分だと思うんです。</p> <p>ですから、先ほど羅臼の対比して話をさせていただきましたけれども、やはりガイドツアーとか、そういう旅行の手続とか宿泊予約も含めて、そういったところでいくと、やっぱりスモールな形の組織で、そしてやはり、しっかりと基礎の人材を育てて、そして拡大していくことによって、会員数も広がっていくであろうと。だから、いきなり会員数を増やそうと思っても、やはりその軸になる魅力あるもの、人が軸にならないと多分増えていかないと考えますので、もう一度この部分は、行政、しっかり吉野町の観光課としての役割を果たしながら、また会員の拡大にもつなげていきたいなど。</p> <p>例えば、今回コロナによって、商品券の登録事業者も、実は商工会の会員さんだけでは少なかった。それが、今回コロナということで、より広くしていただくと、160近く出てきたわけです。ですから、そこには製材業者とかも全然入っていないわけです。ですから、全てそれ160まではいかないですけれども、そういった製材業とか、いろんな木材業界、割り箸とか含めながらいくと、やはりこの会員数はあまりにもやっぱり少な過ぎると思いますので、そこはやっぱり、全体的に関係性を構築できるようにもっていききたいなどと思います。</p>
薮坂議長	3番、山本議員。
山本議員	<p>大体、町長の考え的なものが分かってきとるんですけれども、その吉野ビジターズビューローの、その吉野版DMCと吉野版DMOという考え方。今までは、今までというよりは、今年度というのは、どちらかというDMCに重きを置いて、稼げるビジターズビューローというふうな方向で今、今年度は動いとったわけなんですけれども、その辺りの立ち位置というか、DMCとDMOの関係というのは、町長、どのようにお考えですか。</p>
薮坂議長	中井町長。

中井町長

DMOのほうが、本来まずやっていかないといけない、その多様な関係性を構築して横断的につなげていく。この軸ができると、DMCというのは、個々の事業者もしくは、その関係性を生かしながら、枝葉の部分で稼ぐということができてくると思うんです。ですから、その枝葉の部分で稼げるための幹の部分が、実際のところ今できていない。だから、その幹の部分をもう一度、DMO法人の取得も含めて中心にやっていきながら、それがしっかりできてくると、Cの部分は、やはりビジネスですから、いろんな当然町内のここに絡んでくる会員さんであったり、また今までやってきたDMC的な稼ぐほうは、おのずとできてくると思うんです。ここにいくら税金を投入しても、商品開発ばかりやって結果的に上がらないと。これが、ここ数年の数字を見てみると出てきていますんで、やはりもう一度そのDMOを軸にしながら、DMCはしっかりと民間の人に稼いでもらう仕組みをつくっていきたいなと思っています。

薮坂議長

3番、山本議員。

山本議員

私も同感の意見でございます。

今現在の吉野ビクターズビューローの主な事業というものは、旅行業販売事業。これは、一般的な旅行業と同じようなもので、うまくやれば必ず稼げるものであります。逆にいえば、町民の方が利用する、あるいは職員の方が利用すれば、それだけ売上げは上がっていくわけですから。

それから、ウェブ事業、ECサイト、ウェブマガジン「よしの一と!」。よしの一と!のほうは、結構PVも上がっておりますし、かなり成果も上がっているかと思えます。ECサイトのほうは、かなり苦戦をしておりますけれども。あと、先ほど町長が言いましたような、地方創生交付金事業の中の地域ポイント制度。これも、かなり苦戦しておりますようにも見受けられます。

受託事業のパークアンドバスライド。要は、吉野山の交通環境対策なんですけれども、これなんかは、もう非常にいい事業だったというか、吉野山の住民にとって、それから、要は吉野山以外の桜の頃の交通停滞をなくす。本当でしたら、

もうコロナで大赤字になるところを、何とか最小限に止めることができた。今まで近畿日本ツーリストがやっておりましたが、自分ところの利益だけはがっさりと持って、全体としては大赤字になって、吉野町さんに400万円借り、駐車場管理委員会から400万借り、今一生懸命返済をしておりますけれども、今年度に関しては最小限に落とすことができた。そのシステムも、近畿日本ツーリストがやった、あるいはJTBがやったのと同じようなシステムで、非常に円滑にできたと思っております。これもぜひ、やっていただきたい一つの事業。しかも、そんなにお金を、どちらかという、若干もうけていただいとるんじゃないかなと思うんですけれども、そんな普通の企業みたいのがっばりともうけることなく、非常によかったと。

観光案内所の誘客事業も、大和上市駅から吉野駅に変わりましたが、明らかに客の人数が、まあコロナ禍があるというせいもあるんですけれども、場所的にお客さんはかなり来れとるんじゃないかなと思います。観光宣伝事業なんかもございます。

例えば、町長とよく似た考えで私もおります。DMO法人という資格を取り、DMOの本来の目的である、官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人、つまり観光地域としての魅力を高めるために様々な組織が一体となり、マーケティング、マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することで、地域経済の活性化を図ることがDMOの目的ということで、それにやはりある程度徹しつつ、そのDMOに特化しつつ、そのDMOの中の一つとして、DMCを育てていくような方向性でいかななくてはいけないんじゃないかな。先ほど、町長と同じような感じでございます。もちろん、地方創生交付金というのが括りであるので、それもやっぱり進めていかななくてはいけないんですけれども、そういう考え方でよろしいんですね、先ほどの答弁の話は。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

奈良県のビジターズビューローというのがありまして、結構、組織的にはよく似ております。これは令和元年度の事業報告書ということでございました。令和元年度の予算が5億7,000万超ということで、補助金が64%、各企業とか市町村

からの負担金が11%、合計で75%で補助金と負担金を賄っております。その中の純粋な人件費で、いろんなアルバイトとか、そういう臨時雇用を除いて22%を占めると。

ほかのDMO法人も、補助金のないDMO法人なんてありません。DMO法人には、やっぱりお金がかかる。どうするかというと、要は、いかに少ない費用で地域経済の活性化を図れるかということが一番課題なんです。それ今、町長が、いろんなもっと大きな会員にして、人を育てて、みんなが一致団結できるようなよりよいものという、そのとおりだと思いますけれども。

町長には、政治判断だけで決めるのではなく、町民の皆さんの意見を聞きながら、吉野ビジターズビューローにはすばらしい理事の方が、いろんな観光協会、それから観光協会に属していない人も、理事の方もおりますので、そういった方々の意見も聞きながら、それからまだ入っていない、先ほど言われたように、まだ入っていない人の意見も聞きながら、この吉野ビジターズビューローをよりよい吉野のビジターズビューローにさせていただくように、お願い申し上げたいと思います。

続きまして、2番目の地域公共交通についてということでございます。新たな地域公共交通体系についてでございます。

奈良交通の路線バスが町内から撤退したため、平成12年から福祉バスの運行を始めまして、平成21年よりスマイルバスのコミュニティバスが運行されました。最近になりましたら、お金をかけずにダイヤ等の若干の変更、それによる乗継ぎとかにより目的地も増え、それからNAVITIMEの無料の登録によっていろいろなところに行くことができ、目的場所というか、スマイルバスでの行き方等も利便性よくなってきました。

それからまた、次年度から、現状のスマイルバスである定時定路線型から、AIシステムによるデマンド交通への移行について、中井町長はどのような期待をもってこの事業を行っていくかということ、全体的なことなんですけれども、聞かせていただきたいなと思っております。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

今の質問に入る前に、ちょっと1つだけ、先ほどのビジターズビューローの件で、DMOの法人です。

これ、県のビューローがあって、実は斑鳩町のほうは、民間がDMO法人を取得してやっているんです。ですから、実はそういったところとの連携でいくと、非常にプログラムメニューも含めて、民間でさらなるサービスと、そして体験メニューも多視されてやられているんです。

ですから、非常に近隣でも、そういう形で参考になるところはありますんで、非常にその補助金に頼るDMO法人ではなく、やはりできる限り、その民間活力に近い状態の形を持っていけるように、最終的にはしたいなというふうに思っていますので、そこだけちょっと1点だけ、先ほどの質問の内容の延長でございます。

そして、ただいまの地域公共交通についてでございます。

こちらは、非常に選挙戦も通して、これ公約の1丁目1番地で、私もこの吉野町で暮らし続けられる公共交通体系をつくりたいということで、今回の、来年度に向けてですけれども、デマンド方式のA Iで実証実験をスタートするというふうな形の方針を出させていただいています。

その中で、やはり65歳以上の方が今50%を超えて、そしてなおかつ75歳以上の方が全体の3割、10年後には40%、4割になってくると。この状況の中で、非常に、免許返納であったり、そしてまた病院に行かれたりとかするとき、きめ細かな、そういった行政のサービスが、今のスマイルバスでは、もう限界に来ていると。その中で、やはりデマンド方式にして、できる限り行きたいところに行けるような体制づくりをもっていきたいという形で、今回のデマンド方式への交通体系への変更でございます。

ここは、議員も承知のとおり、来年度はスマイルバスとの平行で、このデマンド方式をやっていく形になるかと思っておりますけれども、しっかりとここに移行できるような形、そしてその中で、まだまだ課題も出てこようかなというふうに思っていますんで、まずは弱者を救う、そういった公共交通体系を目指したいなというふうに思っています。

藪坂議長

3番、山本議員。

山本議員

相互タクシーがなくなった後、私はこの新しいデマンドタクシーに替わるものを考えてほしいということ、何回も言うとしたわけなんですけれども、まさしくそのものが実現しようとしている、もう画期的なことであると思います。

吉野町の支出自体が、見通しでは少なくなる。それから、町民の方々の利用が無料になる。しかも、乗りたいときに電話予約すれば利用できる。行きたい場所から行きたい場所に行ける。今までみたいに空気を輸送することもなく、ゼロ人で走ることもなく、それから乗継ぎ時間に30分も40分も待たなくてもいい。もう、非常によいことばかりでありまして。

ただ、それをやるのには、やはりいろんなシチュエーションも考えながら実証実験もやっていき、実際にやっているところがありますが、いずれも大体、吉野町の倍ぐらいの人数があるんじゃないかな。ただ、高齢化比率が低いので、大体65歳以上だったら同じぐらいの人数ではないかなとは思いますが、やはり地域柄というのもございますので、その辺りきっちり実証実験を精査していただいて、頑張っていって、これの導入を成功させていただきたいなど、担当参事にもお願いしたいなと思っております。

それから、続きまして、これ、非常にいいAIシステムによるデマンド交通なんですけれども、そのときの吉野町の観光周遊システムについて、どのように考えておられるのかというのを聞きたい。

今までの場合でしたら、要は有料であったので、観光のお客様もその中に乗って、お金を払って移動することができたわけなんですけれども、今回からは無料になりますので、誰もが乗ることはできない、登録制にもなりますので。その辺りはどのように、吉野町全体の観光周遊システムはどういうふうに考えておられるかを教えていただきたいです。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

まずは、来年度は、そのスマイルバス運行は平行してします。その中で、従来そのスマイルバスを利用して観光で使われている方のデータ集計を、しっかりともう1年で押さえていきたいなというふうに思っています。

先ほどのデマンドのシステムですけれども、これは当初、実証の場合は町民限定でさせていただきたい。その中で、スマイルバスを利用されている方々が、どういうルートで、どれだけの人が乗っているということも含めて、今後の周遊システムを考えていきたいなというふうに思っています。

既存の観光で行かれる方も、当然マイカーで来られる方もおられる、電車で来られる方もおられる。そういうことを、実は、そのビクターズビューローの中でも、従来レンタサイクルとか、そういうものがあつたんですけれども、なかなかその周遊でもいろいろな方法があると思うんです。ビーバイクをしていくとか、レンタカーをしていくとか。その辺も含めて、観光に対する施策というのは検証しながら進めていきたいな。今のデマンドというのは、まずは町民さんの福祉の向上に努めていきたい。そして、その延長上の中で、利用の拡大を考えられれば一番いいのかなというふうに思っています。

藪坂議長

3番、山本議員。

山本議員

スマイルバスの利用実績表というのを、過去3年間の分をいつも見ているんですけれども、一番利用数の多いところというのが、やっぱり大和上市駅から宮滝間というのが非常に多いです。これが、もう断トツです。もう、少ない時間帯でも3人から5人、常時平均です。多いときだと7人から8人ぐらい、こんな断トツに多いところは、これもうほとんど、宮滝に行かれる観光のお客様がほとんどであると。

ただ、先ほど町長が言われたみたいに、データを取ると言っておりましたけれども、データの取れない、データに出ないようなルートがありますので、その辺りも配慮しながら考えていただきたいな。例えば、吉野山に泊まった人間を吉野山だけでとどめず、吉野町全体を回っていただける。宮滝であつたり、国栖であつたり、津風呂湖であつたり。逆に、国栖で泊まった方が、吉野山に日帰

りで来られるとか、そういう吉野町全体を活性化させるような交通網というのを考えてもいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

藪坂議長

続いての一般質問の準備をしますので、自席で待機願います。

続いて、2番、下中一平議員より出されております

(1) 一般廃棄物処理の方向性について

(2) 吉野山のまちづくりの今後について

の一般質問をお願いします。

2番、下中議員。

下中議員

2番、下中でございます。一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。着席のまま、マスクを着用のまま、質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、一般廃棄物処理の方向性としまして質問させていただきます。

ごみ問題は、町民さん、町民に関わらず、ごみを出さない方はどなたもいらっしゃいません。どんな方もごみを出すことですので、どの方にも関係のあることだと思ひまして、質問させていただきます。

中長期また処理問題につきましては、10年、20年と今後にまで、後世にまで大きく影響のあることだと私自身考えております。これからのごみ処理につきまして、この前開かれましたあり方検討委員会の結果も含めて、今後の方向性や今現在のご所見等を、町長のほうからお聞かせ願ひたいと思ひております。

また、もう一つ、さきの町長選挙の論点にもなりましたが、産業廃棄物誘致の問題、このことにつきましては、私の所見では、現況進んでいる何か話があるというふうな見解では全くないんですが、町内を走っている中で、やはりまだ看板が立っていると。そういうところ辺は、やはり情報の整理ということに対しては、不安と信頼の大きなバランスにも影響することだと思ひれます。やはり、これからのことを着実に、地に足をつけた、前を向いて進ませる事業ですので、やはり

一番初めの不安とその信頼というバランスを、やはり信頼に町政として見ていただきまして、皆様のご関心の中、進めていくことが大事かと思われるんですが、町長、ご答弁よろしくお願ひします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

まずは、一般廃棄物処理の方向性について、下中議員の質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、本年度の6月11日に、学識経験者また地区の代表者、そしてまた公募委員9名で、委員の委嘱をさせていただきました。それで、この一般廃棄物の処理の今後のあり方の方向性を検討していただきました。

11月26日で4回の検討委員会をさせていただきまして、議員もご承知だと思いますけれども、12月25日に提言書を提出いただく予定になっております。それを踏まえまして、町行政として、私の考えも含めて方向性を出していきたいというふうに思っておりますので、その提言書の内容が出てから、私のほうから、また方向性を示したいというふうに思っております。

そして、2点目の産業廃棄物処理施設の件でございますけれども、これは当然、私が選挙の当時から、いろいろ話をさせていただいているんですけども、そういったものは私の方向ではしないという形を一貫してさせていただきました。この議会の中でも、辻内議員からの質問もあったように、私はそのときに、しっかりとした答弁で「しません」という形をさせていただいています。現時点でも民間参入の話をいただいていますし、私のほうから指示も出していないというのが、今の現状でございます。

藪坂議長

下中議員。

下中議員

ご答弁ありがとうございます。

あり方委員会につきましては、今後の検討ですから、4回という形で終わられるのか、今後形が変わって引き継がれるのかは、今の時点では分かりかねること

なんですが、今後の進めていく中で、やはり町民のほうに大きく知らしめていくことが、今後の着実に進めて行く中で大事なポイントかなと思われれます。先にもお話ししましたが、情報の整理をされることによって、不安が信頼に変わるよと。信頼して、吉野町のごみ問題に関心を持てるというふうな状況を、やはりごみ問題は地方行政のトップが責任ですので、そこら辺も責任を持って町長には進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2点目に移らせていただきます。「吉野山のまちづくりの今後について」

まちづくりといいましたら、ざっくり地域の今後の防災ですとか、共助・自助・公助問題を解決するというようなところ辺にとどまるお話が多いんですが、複年度にわたりまして、吉野山は二次交通、吉野駅の周辺整備から新しい周遊システムを考えよう。もう一つは、包括協定、県と締結をしまして、一緒に事業をやっていこうやないかと、役割分担を地域・町行政・県行政と分けてやっていこうじゃないかというところ辺で進めてまいりました。

中身につきましては、駅から山上までの高低差の問題ですとか歩車分離、ほかには交通対策、今の現況の交通対策をしっかりとしたもの交通対策、これからの20年、30年を見据えられる交通対策を考えいこうじゃないかというところ辺、いろんな希望や期待をかけて進めてまいりました。

特に、周遊だけでなく、眺望や景観を生んで、これからの観光資源として磨きをかけ、さらなる集客を求めてやっていこうじゃないかと。特に、このコロナ禍の前は、世界で通じる、代表できる観光地になろうじゃないかというところ辺で、前向いてやってきた記憶がございます。

この件につきまして、町長が就任されまして、持続可能か可能でないかというところ辺も大きく影響していたんですが、見直しをかけられたと。さきの委員会でも、産業建設委員会の委員長は、見直しがなかったが、白紙でも撤回でもなく、もう一度引き続き継続して審議していくようにと。やはり、吉野山周辺の観光資源は、吉野町としても大事な財源であるので、磨きをかけて、引き続きやっていくようにというふうな報告を受けております。

中で、今後のこれからの方向性につきまして、先ほど山本議員からビクターズビューローのお話もありましたが、交通対策、いろんな今直近に影響している問

題から、今後こうなっていけばいいだろう、こうするべきであろうというところ
辺も含めて、やはり思いをこうかけて、2年をかけた計画ですから、何とか形と
して進めていただきたいというふうなのが僕自身の思いであります。町長とし
ましても、もちろん進めていこうじゃないかというお考えでいらっしゃると思
うんですが、今現在のご見解、そしてどのような形で進めていこうか、こうい
うところ辺からやっっていこうやないかというものがありましたら、ぜひ分かりやす
くご説明いただきましたらよろしいかと思いますが、よろしく申し上げます。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

県との包括協定に関しましては、29年10月に包括協定を締結し、そして令和元
年7月に、県との基本協定書を締結した。その後、具体的に基本構想を実現する
ための計画が、まちづくり基本計画でございます。これは、前長のときに、ある
程度地元の吉野山の地区の方々も含めて、この基本計画というのを策定してい
ただいた。ここには個別の事業が、全部事業実施主体とか、全部出ているわけ
です。ですから、それに基づいて、あとはどういった形でそれを事業実施して
いくかというところまで来ていますんで、これはある意味、まちづくりにおい
ては、契約形態がどうであろう、やはりそこまで来たやつをしっかりと精査し
ながら、そしてまた全町的に、全て財源も含めて全町的な視点に立って、で
きるどころを着実にやっっていくというのが、これからの方向性になってこよ
うかなというふうに思います。

恐らく、そのときに一番大事になってくるのが、その基本計画になってくる3
つの視点です。観光の視点、そしてまた交通の視点、住環境のこの3つの視
点が、全部連動してこようかなというふうに思います。

1つだけ、周遊に関しては、どうしてもその部分だけが、何か走っていたよう
な気がするんです。1つは、これは物事を進めていくだけの、進め方の問題も
一つあったと思うんですけれども、それと同時に、軸になる部分をどこにする
かということが、実はないままに来てしまった部分があって、その部分がどう
しても特出しのような形になって、それが駄目なら全てが駄目だというふうな
認識に

なっているのかなというふうに思います。

ただ、今お話しさせていただいたように、しっかりとしたまちづくり基本計画はもうできていますので、それに基づいて、しっかりと毎年度毎年度、事業検証もしながら進めていくというのが、今後になってこようかなというふうに思いますので、私もその方向で進めていきたいなと思っております。

下中議員

ありがとうございます。心強いお言葉だと解釈しております。

今現在は、やはり吉野山としましては、そしたらもう終わったという状況ではなくて、やはり引き続き、終わりなき挑戦、磨き上げをやっていこうという流れの中で、今のご質問をさせてもらっております。

宮滝ですとか喜佐谷に広域的な、町内のことですが広域的な考え方、また他町村・他地区への広域的な連携というものは、やはり一地区ではなかなか難しいところ辺もございます。町としましては、資源の磨き上げの中には、その連携という部分について、役割として、大きな部分があると思います。さきの山本議員の質問の中にありましたデジタルズビューローのお話も含めまして、何とか活用できる、生きたものに変えていただきたいと思いますので、それも含めてお願いもしまして、質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

以上です。

藪坂議長

これで、午前の部の一般質問を終わらせていただきます。

続いては、午後1時に再開をし、それまで昼休み休憩といたします。

では、昼休み休憩に入らせてもらいます。

(午前11時47分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

藪坂議長

再開いたします。

続いて、1番、辻内正誠議員より出されております

- (1) 移住定住促進について
- (2) 太陽光発電に関する条例制定について

の一般質問をお願いします。

1 番、辻内議員。

辻内議員

1 番、辻内でございます。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。
1 つ目の質問、移住定住促進について質問させていただきます。

まず、質問内容を整理させていただきます。1 つ目は、吉野町における移住定住促進の位置づけの確認、2 つ目は、移住定住促進のための課題の確認と私の提案、3 つ目は、結論として、町長への提案でございます。

まず1 つ目、吉野町における移住定住促進の位置づけ、つまり、吉野町にとって移住定住をしていただくことが、いかに重要な課題なのかを確認させていただきたいと思います。

吉野町が、平成27年10月に吉野町人口ビジョンを策定し、その20ページ目に、国立社会保障・人口問題研究所が、2040年には約3,600人になると予測した吉野町の人口を、吉野町独自の政策誘導により4,500人を確保し、その後も4,500人を維持していくという目標を設定しております。チャレンジングな目標ではあると思いますが、私も町民の一人として、あるいは議員として、この目標にチャレンジしていきたいと考えております。この目標は変わっていないと理解しておりますが、変わらないのか、あるいは変わっているのか、簡単に回答をお願いいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

辻内議員の一般質問にお答えさせていただきます。

ただいまの人口ビジョンについてでございます。これは今、辻内議員がおっしゃっていただいたように、27年の10月に策定した総合戦略でございます。このときの目標達成のために、若者の流出の抑制とUターンを促進するとか、また新規雇用を創出する、また転入者を増加させる等々の、その4,500人を下回らないよ

うな施策が、このときに目標達成のための施策を打ち出されております。

これに関しましては、現在総合政策は、5次総合政策を来年度からスタートしていく中で、実際にその人口ビジョンについては、計画期間を来年の3月まで1年間延伸しており、5次総合計画に合わせて、その人口ビジョンを策定していくという方向で進んでおります。

ですから、来年度の5次総計に合わせて人口ビジョンをつくるということで、現時点では、この人口ビジョンというのは変わっていないという位置づけで捉えていただいたら結構かと思えます。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

それでは、現時点、4,500人の目標変わっていないと、こういうことでございます。

その目標を達成するために、今、町長がおっしゃったUターンを促すための雇用の創出の場、転入者の増加、町内出生率の向上の3つが、同じく人口ビジョンの27ページに、最後にまとめられております。言い換えれば、転入者の増加は、吉野町人口ビジョンにとって非常に重要であること、吉野町自らが示されているわけです。本日は、人口減少のスピードを抑える転入者の増加、つまり、移住定住者の増加は吉野町にとって最重点課題の一つであるという立場で、質問を続けさせていただきます。

そこで、2つ目、移住定住者の増加のための課題を確認させていただき、私なりの提案をしたいと思えます。

この件につきましては、空き家活用と非常に関係が深いので、空き家コンシェルジュへ私が行って勉強してまいりました。

今、吉野町には、約600軒強の空き家があります。このことを念頭に置いて、数字を整理してみました。

2015年から今年10月末までに、空き家バンクに登録された件数が103件、移住や別荘として契約された件数が69件、103件のうち69件が契約されているわけですから、約70%の契約率で非常に高いと評価できます。しかし、理論上、差引き

34件しか空き家バンクに残っていないということになります。

また、空き家を利用したいと登録された方は、315件おられます。空き家への空き家バンクの登録が103件ですから、差引き200件強の方は、吉野町へ移住を検討されたが、検討とほぼ同時に諦めざるを得なかった方であると考えられます。非常に残念なことだと思います。

私はこのことを勉強するまで、移住定住者が少ないのは、移住希望者の集め方が悪いことが主要因だと思っておりました。が、数字を勉強してきて分かったことは、空き家が多いにも関わらず、空き家バンク登録件数が非常に少ない。このことが、実は移住者の増加につながらない最大の要因でないかと、私は考えております。

では、なぜ空き家バンクの登録が少ないのか。空き家コンシェルジュの方や私の周りの方の話、そして関係する本を読んで分かってまいりました。大体、次の4つに集約できます。

1つ目は、そもそも空き家バンク制度を知らない。特に、吉野町に住んでおられる方が、この制度を詳しくご存じありません。この重要性は後ほど、また話させていただきます。2つ目は、お盆に帰ってくるので、泊まる場所として必要であると。3つ目は、仏壇があるので、そのまま置いてある。4つ目が、荷物を片づけるのが大変。大体この4つを解決しないとイケないと、こういうことでございます。

吉野町では、固定資産税の通知書に、空き家バンク等の案内を入れておられます。よって、空き家の持ち主さんは、ある程度空き家バンクのことには周知できているように思います。また、4つ目の荷物の片づけ等にも、10万円の補助金を出していると理解しております。

私自身、吉野町を歩いて実感したのは、冬は郵便受けがいっぱい、つまり空き家だとすぐ分かる家がたくさんあります。しかし、秋に歩くと、そういう家はほとんどありません。つまり、気候のいい夏や秋に帰ってこられて、掃除をされているわけです。

そこで、空き家バンクの登録を増やすために、今の施策に足して必要だと思う、私なりのアイデアを2つ申し上げます。

2つ目の課題として挙げた、お盆に帰ってくるので泊まる場所として必要、これに対しては、例えば空き家バンクに登録をしてくれたら、1件1万円の町内での宿泊を5年間補助させていただきますよというようなのはどうでしょうか。

3つ目の仏壇の問題、そして4つ目の家の片づけの問題、これはちょっと難しいと思います。その地区の顔見知りの方がおせっかいにならないと、解決できないのではないかと考えています。普通は、他人の家のことは口出ししないでおいとくれと、こういうふうになってしまいます。でも、このおせっかいができるのが、吉野町の田舎での強みだと私は思います。都会で隣の人と話ししたこともないというようなところでは、不可能なことです。一方で、今、吉野町に住んでおられる方が空き家コンシェルジュを詳しく知らないという現実も、先ほど話させていただきました。

私は、空き家バンク登録推進委員会というようなものをつくって、各地区に登録にお世話いただける方を組織化するようなことが必要ではないかと考えます。空き家に明かりがともる、人の声がする、そんな村にしたいと、そういう思いを持った人の組織化が必要だと思います。

以上、移住定住促進の1番の課題は、空き家バンク登録件数の少なさであるという私の課題認識、そして空き家バンク登録を増やすための対応対策案、案といえますか、私の考えに関していかがでしょうか。ご回答のほう、よろしく願いいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

まず、2点でございます。

物件数の少なさ。これ私も、この空き家の利活用をどうしていくかといったときに、今のこの物件登録数の少なさというのは、実は空き家調査をしてから、調査して約608件あって、そのうち使える空き家、そしてまた修繕していかなければならない、またもう修繕不能なところ、これ3つぐらいに分類されています。その調査をした以降、やはりこの利活用に関してのしっかりした一元化が、やはりまだできていなかった。その中で、空き家の物件登録数がなかなか伸びなかつ

た。これは、行政のこれからの推進、空き家に対する利活用推進体制を、やはり一本化していかないといけないというところは、一つあると思うんです。

それと同時に、ずっとその300人からが来られるんですけども、実はその空き家物件が、やはり修繕しなければ住めないとか、実はよその地域に行くと、お試し期間とか、やはり1週間とか、そういう形で地域の人と触れ合うとか、そういうことができる空き家もあるんですけども、吉野町の場合は、ある程度その修繕は不要であるけれども、ほとんど一番これから移住される方の水周り、キッチンとか風呂、トイレ、この辺のやはりきっちりとしたいつでも住めるような物件も、ある程度やっぱり確保していかないと、この辺が伸びていかないのかなと。

もう一つ、その修繕を軽微で抑える予備物件というのが、実はその自治会長をはじめ、地区の皆さん方とやっぱり共有しながら、いつでもそこに登録できる体制を、先ほどちょっとその登録推進制度という話もしていただきましたけれども、その体制がやっぱり必要になってこようかなと思います。

実際に、ミニ座談会を通して私も集落に行かせていただいたときに、実は知らない方が、やはりもう2地域移住というか、居住も含めて、行ったり来たりしていると。ですから、そのときに、その人が起点になって、実はたくさんの方がやっぱり来られているんですね。ただ、でも、その起点になる方が、どこにその物件があるかとか、紹介できる体制もやはりつながっていないところがあります。

ですから、それぞれの地区の方々と、そしてまた行政の空き家バンクのコンシェルジュのような形をつなぐような役割の、地区に推進体制的な人材をつくっていくことによって、よりその人たちに物件を紹介できたり、そしてまた移住につながるができるかなというふうに思いますんで、今の時点で2つの、物件数の少なさ、そしてまた空き家を利活用できる推進体制について、私もある程度また検証に入りますし、そしてまた、その推進体制に持っていけるようにしていきたいなと思っております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

今のお答えで、私の言葉で言いますと、各地区でのおせっかいと言ったら言葉

悪いですが、世話を焼いていただける方、そういう方のぜひ組織化を進めていただき、いろいろな吉野町中で空き家が活用されていき、人が増えることは難しいかもしれませんが、減少スピードが落ちていくことを願いたいと思います。

最後に3点、町長に整理してお願いがございます。後ほど、回答をお願いいたします。

まず、ちょっと重なりますけれども、やはり吉野町として移住定住の人数と空き家バンク登録に、もっと強い思いを持っていただきたいと。強い思いを持つのは、吉野町の仕事だと思います。これは、決して空き家コンシェルジュさんの仕事ではないと私は思います。強い思いを持てば、考えが変わります。考えが変われば、行動が変わります。行動が変われば、結果が変わります。どうか、強い思いを持って当たっていただきたいと、このように思います。

2つ目の提案、これはもっと簡単なことでございます。移住もしくは人口増の見える化を図り、町民に元気を与えていただきたい。具体的には、吉野町のホームページのトップ並びに広報よしの最終ページの人口の、前月からのプラスとマイナスの両方を示していただきたい。例えば、プラス2人、マイナス20人、合計マイナス18人でも、町民から見れば、プラス2人が見えるのは非常に元気になれるものです。そして、このプラスが、「あの何々地区の空き家に引っ越してきてくれたんやて」というようなことがうわさで広がれば、空き家活用というものへの気運が高まると、このように私は考えますので、ぜひ人口増も見える化をしていただきたい。

提案の3つ目、これは本日は深く触れませんでした。吉野町への移住定住に興味ある方に、町のホームページからの移住、アクセスをできるよう改善していただきたい。今もトップページの右下に「住んでよしの」というところが、クリックしたら出てくるようになってはいますが、非常にあそこ、移住定住に関することだということ、「住んでよしの」という言葉からはイメージできません。目標は、川上村とか東吉野村みたいに、開いたらぱっとそのページが分かる、移住定住はここだと、そういうふうなことで改善願いたい。

以上、1番は精神的な問題かもしれませんが、2番、3番は簡単な内容だと思

いますので、町長、いかがでしょうか。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

3点のご提案について、お答えさせていただきます。

まず1点目、強い思い。この辺は、実は先ほどの、ちょっとその組織体制の見直し、この辺をまた今回の委員会で、再編の部分も含めて説明をさせていただきたいなど。今までやっぱり、それぞれ危険家屋とか、そしてまた利活用、課が分かれておりました。ですから、それをできる限り一本化していかなければ、今のような形の推進体制に持っていけないという思いがございますので、そういった、実際に強い思いは、やはり私もミニ座談会をさせていただいて、いろんなことを思う人とお話もさせていただいたり、また空き家のセミナーにも行かせていただいたりしながら、何とかしないといけないという思いもございます。

ただ、それを全町的に、また町民の皆さん方に広げていくためには、そういう組織体制をつくらないと、やはり行動的にならないと思いますので、またその辺も説明をさせていただいて、しっかりと推進できる体制をつくっていきたいなど思っております。

2点目の、人口増が見える化でございます。これは、実際に今、先々週ぐらいですか、ケーブルテレビの移住者が、吉野の良さ、そしてまた移住されてきて、今の心境も含めて、今回から企画でさせていただいています。このことも含めて、見える化ができてきているんじゃないかな。ある意味、この辺も、私もいろんな議員さんともお話もさせていく中で、いろんなご提案もいただいたりもします。

ですから、そういう中で、できればそういう見える化をしながら、これから地域の人、ああ、こんなところにこういう人が来られたんだな、そういうことを見える化していきたいな。

それと同時に、連動して、その人口増の部分が、広報紙のほうでプラスとかマイナス。私は、今ホームページにはそれ出ているんですけども、実は選挙のときに、人口の減少事象にとらわれず、しっかりプラス人がということで、一旦その負の部分を、一旦人口だけの、今の現状の人数しか入れていないところがあり

ます。ですから、今、辻内議員がおっしゃったような、また違う意味での人口増を町民の皆さん方に見える化する、これはある意味、今のご指摘にもありますけれども、私の中また行政の組織として、そこがよりもっと元気になるような見せ方を、また考えていきたいなというふうに思います。ここは、2点目の見える化でございます。

3点目のホームページでございます。これは、従来からホームページそのものが、トップ画面が、やはりちょっと吉野のイメージが湧きにくいとか言われることもありました。ですから、これもやはり、この発信力というのが、実は組織体制の見直しも含めて、やはりやっていく必要もあるんじゃないかなということもある中で、またそれも機構改革の中でお示しをできればなというふうに思っています。

やはり、今までの素晴らしいことをやっていっても、なかなか外に向けて知らない。また、ミニ座談会とかいろいろ通しても、やっぱりその発信ができていないということも、やっぱり言われるんです。これが、幾らSNSでやっても、全体機運が盛り上がって行って、そしてまた、そういうホームページ等々の見やすさとかも含めて、その発信力が出てこようかなというふうに思っておりますので、そこもある意味、広報戦略としてホームページの今後の、もう少し見える化をしていきたいなというふうに思っております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。いずれにいたしましても、移住定住促進といいますか、移住定住していただく方を増やすことは、吉野町にとって非常に大切なことだと思います。ぜひ、今回考えておられる組織改編も含めまして、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問、太陽光発電に関する条例制定について質問させていただきます。

菅総理は、さきの国会の所信表明において、温室効果ガスの排出量を2050年にゼロにすることを表明いたしました。これにより、太陽光発電が東北大震災直後

と同じように、再度脚光を浴びることは間違いないと私は考えます。

本日私が求める質問の結論を、まずは申し上げます。

私が必要であると考える条例の対象は、家の屋根に取り付けるものではなく、吉野町におきましては、多くが耕作放棄地の有効活用とした太陽光発電であります。その条例に求めることは、太陽光発電の中止や抑制ではございません。最も重点を置きたいことは、その設置される太陽光発電の真横に住む住民もしくは近隣住民への事前説明を義務化すること、こういうことでございます。

背景を述べさせていただきます。例を示すと分かりやすいと思いますので、示させていただきます。

中井町長のご自宅の、ほぼ軒がかかるようなところに、私が耕作放棄地を持っているとします。私が今、太陽光発電を設置しようとするれば、顔見知りである中井町長に一言説明を申し上げ、またお断りをしてまいります。しかしながら、私が死に、吉野町から出ていっている私の息子が相続し、そしてさらにその子、私から見れば孫が相続したような場合はどうなるでしょうか。

中井町長もしくは中井家のことなど、全く知らない世代になってしまっています。土地自体を持っていることが嫌なことであり、太陽光発電への切替えを考えます。そして、仲介業者が、あるいは施工業者と契約し、工事を始めようとしています。そして、その施工業者が現場を確認しに来たり、測量しに来たりします。この時点で初めて、中井町長もしくは中井家は、辻内の孫が太陽光発電を、中井町長の家の真横に設置しようとしていることに気づきます。そして、辻内の孫の所在を調べて、話合いを持つように働きかけないといけません。

これは、作り話のようですけれども、実際に吉野町内で起こっていることであります。話合いがうまくいけばよいのですが、話合いに応じなければ、裁判に発展していきます。あるいは、土地は辻内の孫のものですから、辻内の孫がどのようにしようと勝手です。中井町長から、とやかく言われるものではありません。また、吉野町にも住んでいませんから、近所の人から何を言われようとも、痛くもかゆくもありません。といったようなトラブルというか、住民を無視したような太陽光発電設置が起こる可能性があります。今時点、既に吉野町で起こっているかもしれません。

こういう視点で、繰返しになりますけれども、太陽光発電は構想時点で近隣住民への説明を義務化する条例が必要である、このように私は考えますが、町長はいかがでしょう。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

今、辻内議員から、具体例を入れながら質問をしていただいたかと思います。

この太陽光発電に関しましては、ある程度、その大規模化のときに、非常にいろいろと、その景観上の問題であったりとかいう形で、今、吉野町にとりましても、その太陽光発電を抑制する条例というのは、今のところございません。その中で、今言っていた大規模なものではなくても、小規模なもので、いかに事前に住民さんへの説明、またスムーズに行くような形というのは、当然必要かなというふうに思っています。

今ちょうど、環境影響評価法という環境アセスメント法が、昨年7月に改正になっております。ですから、この辺で太陽電池発電所の設置工事の事業等が、ある意味追加されたことから、その辺の形の事業者も、しっかりとした書類も含めてやっていかないといけないけれども、実はそれを推進していくための、またスムーズに、やはり太陽光発電ができるような形の調和が取れるような条例が、やはり今、整備が必要かなというふうに思っております。

今、耕作放棄地の話で、実際にやっぱり農業の課題から今、太陽光発電を抑制しなければいけないというところもありますし、また空き地の部分の中で、今おっしゃっていただいたような事前調整の部分、それぞれの視点から、一度太陽光発電の抑制また調和をすることによってスムーズにできる、その辺の検証を、条例も含めて検討していきたいなと思っております。ありがとうございます。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

私は今、本当に近所トラブルのみを話題にして、今条例の話をいたしましたけれども、町長おっしゃったように、環境との調和というところも含めまして、総

合的に太陽光に関する吉野町独自の条例というものの設置を目指していただきたいと、このように思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藪坂議長

一般質問の最中ですが、ここで新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、約15分間の休憩をいたします。

再開は45分といたしますので、よろしく願いいたします。

(午後 1時27分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

藪坂議長

再開いたします。

続いて、6番、野木康司議員より出されております

- (1) 吉野町の産業の現状と課題について
- (2) 空き家対策について
- (3) 令和3年度の重点事業について

の一般質問をお願いします。

野木議員。

野木議員

6番、野木です。一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。まず初めに、吉野町の産業の現状と課題についてということで質問をいたします。

吉野町には、箸や紙などを作る家内工業、土産物や食堂、食料品や日用雑貨を販売する個人商店など、小規模な個人経営をはじめとして、木材関連、土木・建設関連、旅館、医療福祉関連、旅客運送業、小売業など、約190の法人企業があります。

平成20年にアメリカの証券会社の経営破綻に端を発し、世界的な金融危機が起こりました。リーマンショックであります。その後、一方では、材料代が上がり、人件費も上がり、経費が増え、売上げも伸びるどころか減る一方、当然もうけは

減少します。また一方では、材料代も下がったが、売り単価もどんどん下がり、売上げに対して人件費や経費の占める割合が大きくなり、数量でまづめを合わそうとすると、需要と供給のバランスが崩れ、ますます売り単価が下がり、経営を圧迫していく。どちらにしても減収減益にしかならない、本当に厳しい、いわば流れに乗っていくしかないというような、そんな状況が長く続いております。

そんなとき、国の観光施策によりインバウンドブームが到来し、来日外国人旅行者の増加により、観光産業に光をもたらしました。さあこれから、というときに、新型コロナウイルスが発生し、あっという間に感染が日本中に広がりました。あらゆる業種の生産、販売活動、また個人消費にも大きく影響し、リーマンショック後以上に悪くなったと言われております。

今や、吉野町の全ての産業において、超低空飛行を続けている状況であると言えます。これは、コロナの影響の有無に関わらず、長期にわたり続いている状況であります。このことについて、まず町長がどのように現状を認識しておられるのか、お尋ねをいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

ただいまの野木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現在のこの産業、吉野町の産業における状況でございます。これは野木議員ご指摘のとおり、コロナの影響の有無に関わらずという部分が、やはり大きいのかなと思います。

ただ、観光業に関しましては、先ほどおっしゃっていただいたように、インバウンドにより少し回復傾向が見えてこようかなというところでのコロナでございます。特に、4月の緊急事態宣言により、吉野山の観光、また飲食を含め、大きな打撃を受けた、これが現在にも影響を及ぼしている。秋にはですけれども、ご開帳も含めて、若干多くの方が来られたという状況がございますけれども、その春、一番大きな売上を上げる時期に重なったということで、厳しい状況。

また、吉野町の基幹産業である木材に関しましては、コロナの影響、特に割り箸業界におきましては、飲食店が今のこの状況の中で厳しい状況が続いていると

というのが、今の現時点でございます。

若干、数字だけ言わせていただきますと、この根底になるところが、木材の、ちょっと一つ、一例で言いますけれども、木材がやはり非常に、製材も含めて厳しい単価になっているというのがございます。平成26年の杉の木材の価格が、立米1万4,929円。実は、林政のニュースでもあるんですけども、この令和元年度の金額も1万3,500円。実は、その一番どこに根底の原因があるかというのは、山での立ち木価格、この価格が非常に下がっている。これが全て、製品価格につながっているということもあるんですけども、やはりこの落ち込みが、割り箸用の材料不足であったり、また木材の市場に出にくくなっているという現状の中で、今、産業自身が厳しい状況に陥っているというのは、今の認識でございます。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

町長も林業という事業をしておられますんで、一例を挙げて説明をいただきましたけれども、的確に認識をしておられるということで、安心をいたしました。

次に、今後の吉野町の産業の振興施策についてお尋ねをいたします。

まず、町内の産業の実態を、より正確に把握する必要があります。事業の規模、雇用人数、売上げの推移や利益が確保できているかどうか、さらに今後の見通しや問題点など、吉野町の産業が全体としてどれだけの規模で、どれだけの力があるのか、まず知ることがスタートであると思います。

今年8月に県が発表した市町村民経済計算によりますと、吉野町の名目総生産は、平成20年度は245億8,700万円、平成29年度は198億1,800万円と、9年間で約20%落ち込んでおります。令和2年度までのデータはございませんが、さらに落ち込んでいる可能性もあります。参考になれば、詳しく調べていただきたいと思っております。

行政が民間事業者さんとどのように関わっていくのか、話は聞けても、その次に何ができるのか、その判断が大変難しいところだと思います。農業、林業、商工業、サービス業、それぞれの産業振興に対する対応の仕方も違ってくると思います。

10月2日からのCVYの放送で、町長は「夢を語る場が必要である。その中から互いの理解を深め、思いを共有し、力を集めることができる」と、このように話しておられます。次の世代を担う人が夢を持つということは、大事なことです。

一方で、商売を続けていくために、避けて通れない現実もあります。なりわいとして続けていくために、分かっているけど変えられない現実との葛藤があります。夢を現実のものとするために、どこでどのような形で折り合いをつけて進んでいくのか今問われているのかなど、このように思います。

町長が、今後吉野町の産業の振興について、こうしていきたいというような考えがございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

ただいま野木議員のほうからありました市町村民経済計算、この20年度、29年度に向けて20%が落ち込んでいる。今後、目の前の現実と、そしてまた先を見据えた中で、行政としてどういうふうなことがこれから必要であるか、またやれるかということが、一番大切ではないかなと思っております。

その中で、そのためには、まず吉野町の産業の構造をもう一度分析して、売上高そしてまた付加価値額、特に稼ぐ力がどこに吉野町の産業としてあるか。これは過去から、そしてまた直近の現在に至るまでのこの分析指標が、やはり一番必要であろうかなと思います。

その中で、吉野町におきましては、町内の総事業所数が715件、先ほど法人の話ありましたけれども、小規模含めてで715件。そのうちの内訳が、製造業、これがやはりシェアで25%でございます。そしてまた、町内の事業所の従業者数は、これは平成28年の数字でございますので、3,322人で、これも1位は製造業で、シェアを29%占めております。これは、製材業、木材関連業を中心とした製造業でございます。

そして、そのうちの売上高で申しますと、やはり製造業が、この産業の分類中の52.4%を占めているというのが、これ製造業です。やはり、木材関連産業で

す。そして、特にその付加価値額として、製造業は特化係数という形で、その地域にとって、ある程度稼ぐ力がある産業という形で、製造業がやはりトップに、高い数字を誇っております。これは、従来の基幹産業である木材関連産業が、やはり売上高に貢献してきたこと、また稼ぐ力があつたこと。直近に行きますと、やはりまだまだ事業者数は、全体からは少ないですけれども、宿泊また観光に対する部分も、最近直近になって上がってきているというところがございます。もう一つは、建設業でございます。この辺が、吉野町の大きな特徴になってこようかなというふうに思っています。

そんな中で、実際にこの基幹産業をどういう形で支援できるかというふうな、次になってこようかなと思うんですけれども、実際にコロナによって、非常に大きな打撃を受けている中で、ちょっと分析をしていく中で、これもある程度、一例的な話もしないといけないかなと思うんですけれども、割り箸に関しましては、中国から97%ほどが出ています。ですから、日本一の生産地でありながら、この国内での循環、そしてまた吉野町での生産というのが、ほとんどその全国的にも認識されていない、周知されていないことも、大きな原因であろうかなと。

もう一つは、製材も化粧とか、そういうふうな特殊的な、また品質の高い製材業があるんですけれども、この中で今、集成材というのも今、全国的に見ても、ある程度精査される中で、やはりこの集成材を生かした構造材、これもやはり米松で、95%ほどが米松、外国です。

ですから、こういった先ほどの割り箸とか構造材・集成材とか、これを国産の杉に変えていく。この辺の仕掛けをやはりしていくためには、単なる製品を売っているだけでは厳しいのかな。やはり、その地域の歴史・文化、そしてまた体験、そして企業とか、認識の高いSDGsとか、循環型社会に向けての脱炭素化社会、そういったことも含めながら、しっかりと地域ごとに、地域全体でPRできるような体制。先ほど、ビクターズビューローの話もありましたけれども、実は総合的にそういうふうな周知をしていくということが、非常に大事ではないかなというふうに思っています。ですから、歴史とか文化、資源を生かした産業政策、この辺をしっかりと構築していきたいなというふうに思っています。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

町長から詳しく話をさせていただきました。一番稼ぐ力となっている、やっぱり基幹産業が、非常に厳しい状況であるということでございますんで、ぜひとも力を入れていただきたいなど、このように思うわけですが。

6月議会で、私の今後の事業の進め方についての質問をいたしました。町長は、税金を投入するということは、産業、いろいろ木材業も含めて、様々な町民さんがおられます。納めていただいたその税が、どれだけの方にサービス還元できるか、しっかりと見極めた上で、サービスとして受け取るものが、しっかりと目に見える形をつくっていききたいと、このように答弁をしておられます。まさに、今言われたようなことかと思いますが、産業の振興という施策は、効果や結果が見えてくるまでに非常に時間がかかるとは思いますけれども、一時の支援では、それこそ税金の無駄遣いにもなりかねません。特効薬というのが、あるのかないのか分かりませんが、行政として何ができるのか、何をすれば効果があるのか、早々に検討を始めていただくようお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、空き家対策について質問をいたします。

10月2日からのC V Y放送で、町長は、空き家の現状について話をされております。空き家を放置しておくと、あらゆる問題が起き、生活環境に深刻な影響を与えるという、この認識の下で、まだ健全な状態で有効活用が可能な空き家についての話をされておられます。今回のコロナで、これまでの働き方を見直す新たな展開をとらえて、ぜひ利活用の可能性を見出していきたいと思えます。

今回私は、より空き家の現実に目を向けていただきたいと、このような思いで、深刻な危険空き家についての質問をいたします。

平成27年に外観目視による空き家調査が行われました。そのときの調査報告によりますと、空き家の可能性が高い建物が608棟、そのうち問題なしと判定された空き家が171棟、今後注意が必要な状態と判定された空き家が222棟、管理不全で危険な状態と判断された空き家が215棟という結果が報告をされております。注意が必要な空き家と危険な空き家を合わせますと、437棟に上ります。全体の3分の2以上になっております。その後の調査対策に期待をしていたのですが、

平成27年の調査は、たまたま補助金がついたということで、その後の踏み込んだ調査は一切行われておりません。

平成27年から5年がたちました。危険な空き家は、間違いなく増加をしております。加えて、5年の間に新たな空き家も多く発生していると思われます。様々な原因で住む人がいなくなった空き家が年々増加し、どこへ行っても「空き家が増えたな」との声が聞かれます。

空き家は、閉め切ったままで放置すると、経年劣化・老朽化がより早く進み、大きな自然災害が多く発生する今日においては、危険空き家に起因する思いもよらない事故が発生する可能性もあります。大雨や強風による近隣住宅への被害、倒壊による道路の通行障害や河川の閉塞、里道の崩壊など、さらには漏電や小動物が原因での火災が発生する可能性もあります。これらは、当然空き家所有者の管理責任が問われる事象ではありますが、現時点では、行政が事故後のその責任を負うことはできても、それ以前に適正な管理を促すことは、非常に難しいとされております。

平成27年に行った調査に、もう一步身を踏み込んだ調査を、ぜひしていただきたい。そして、少なくとも1年に1回は、調査した空き家のその後の状態を再確認、再調査をするという作業をしていただきたい。地域の区長、自治会長さんには調査結果を公表して、事故を未然に防ぐためにも多くの住民の皆さんで危険空き家を認識していただき、場合によっては、地域住民の皆さんから声を上げていただくことも大事なことかと思えます。町長の考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

今、野木議員から質問いただいたとおり、平成27年の外観目視から実際の5年経過の中で、危険な空き家が増加している。そしてまた、先ほど辻内議員の質問もありました利活用も含めて、この空き家に対する制度また政策は、やはり1つの一本化できていないところの中で、なかなか進んでいないというのが現状かと思えます。私も、その辺は認識しております。

その中で、先ほどおっしゃっていただいたように、まずはその危険空き家、ま

た実態の現状の経年変化も含めて、しっかりと調査できる体制を、しっかり取っていく。これは、当然行政の機構の中で、その空き家に対する一本化、窓口化も含めてですけれども、するということと、そして、それと同時に、ここでご指摘いただいたような、地区の区長さん、自治会長さん、しっかりと連携しながら調査結果をしていく。今でも危険な空き家の中で、非常にそれが崩れると大きな下流の大災害につながる、また人災につながることも、しっかりと分析できていないというのが現状でございますので、やはりその危険空き家の中でも、B、Cぐらい、やはりどれぐらいの、ここが崩壊したら影響があるかも含めて調査した中で、しっかりとした対策を取っていききたいなというふうに思っております。

薮坂議長

野木議員。

野木議員

大変な作業になると思いますが、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、自治体の空き家対策の取組事例について、紹介と質問をしたいと思います。

吉野町においても、空き家を撤去した後の更地については、固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増額されることから、このことが空き家の解体が進まない一つの要因でもあると私は思います。これから紹介するのは、空き家除去後の固定資産税を減免する取組事例であります。

国土交通省からの紹介事例では、4つの県の市と町の取組で、目的は、老朽化その他の理由により、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれの空き家の管理義務者に対して、建物の解体撤去を促し、危険な状態を回避することを目的とした取組であります。対象空き家の要件につきましては、老朽化により、管理不全状態にある家屋または、なりつつある家屋。人の居住のように供する家屋とは認められない家屋ということで、4つの市町とも同じ要件であります。

減免対象要件としては、住宅用地に係る課税標準の特例解除がされ、減免申請書が提出されていること。減免期間については、住宅用地の特例解除年度から、2つの市町では2年間、あとの2つの市町では10年間と、このようになっております。

以上のような取組が報告をされています。先ほど言いましたように、家壊したら税金上がるかと、上がるからという声をよく耳にするようになりました。このまま放っておくと、近所に迷惑がかかるかもと分かっている、この住宅用地特例解除という仕組みが、解体撤去に踏み切れない大きな足かせとなっているようにも思われます。

大きな目的を前に進めるために、住民の皆さんが安心して住める環境を保つためにも、ぜひ早急に検討をお願いしたいと思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

ただいまの住宅用地特例解除による解体撤去に踏み切れない、この状況を、当然、解体後の税負担、もう一つは、大きなのは、その建物を解体する費用だと思います。この辺を総合的に鑑みて、そして、その危険空き家を先ほどの自治会長また区長さんと連携しながら、体制を取っていきたいと思っています。

これは、やはり大きな災害につながる、また命を犠牲にしてしまうことにもなるかなと思います。当然、所有者の問題もあり、また相続登記がされていなかったりとか、しっかりとした行政としても体制を取っていかないと、それを負っていけないかなと思いますので、今の観点につきましては、しっかりとした庁舎内でも体制を取りながら、この空き家対策を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

ぜひ、町長のご英断を期待したいと思います。

最後に、先ほど町長もちらっと触れられましたが、空き家に関する現在の役場の仕組みは、空き家バンクを中心とした活用については、担当は総合政策課。また、危険空き家対策や周辺整備などについては、暮らし環境整備課あるいはまた総務課というように、縦割りの行政となっております。今後、空き家の一歩踏み

込んだ調査や適正管理などの対策を進めていくには、空き家対策に関係する組織を一つにまとめないと前に進みにくいのではないかと思います。「空き家のことは、この課で」と言えるような担当部署を、ぜひつくっていただきたいと思います。

人口の減少とともに、ますます増え続ける空き家をこのまま見過ごしては、今後も住み続ける住民の皆さんに、将来何がしかの負担を強いることにもなりかねません。周辺住民の生活環境の改善を図るためにも、ぜひ次の機構改革に合わせて検討をしていただきたいと思います。

また、委員会で説明があらうかと思いますが、簡単に町長の考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

この空き家の担当に関しましては、この委員会でもお話しさせていただきます。3つある課の中で、それぞれが連携できるためには、窓口を一本にしていく。そしてまた、課で空き家に対する対策をしていくということは、当然大事です。

ただ、それと同時に、この利活用、そしてまた調査、それと先ほどの税のことも入ってきます。当然、税にもちなできますんで、縦割りから、さらにまた横の連携も含めた形で、この空き家というのを利活用できる、そしてまた危険空き家を減らしていくという体制づくりを、機構改革でしていきたいと思いますので、またそのときに総務委員会のほうで説明させていただくことになろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

万全の体制を取っていただきたいなど、このように思います。

次に、3点目、令和3年度の重点事業についてということで質問をいたします。

令和2年度予算につきましては、前町長の下で、第4次総合計画及び吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、6つの重点事業を定め、そこに予算を

重点的に配分するという予算編成方針で組まれた予算であります。

自主財源の根幹である町税収入は減少傾向にあり、財政調整基金を取り崩して歳入に充てるという厳しい状況である半面、経常的な経費の削減がほとんど進んでいない状況であります。財源不足の解消は極めて困難な中、6つの重点事業につきましては、いずれも大きな予算を必要とする事業ばかりであります。その中には、当初の目的の達成が困難と思われるような事業も含まれているように思います。これらについては、中井町長の下で、これまでの進捗状況や成果等をしつかりと検証され、令和3年度予算編成時に選択と集中をもってご判断をいただきたいと思っております。

6月議会の私の一般質問で、町長は「町民の声に耳を傾け、住民が望む未来の形をイメージして、選択と集中の中でどういった事業に加速していくのか。既存事業でも、優先順位が低いものは廃止・縮小していかなければならない」と、このように答弁をしておられます。そこで、令和3年度の重点事業の概要について、町長にお尋ねをいたします。

薮坂議長

中井町長。

中井町長

まさに予算編成においては、選択と集中でございます。若干、就任してからコロナという影響があり、多少の重点的な部分を来年度に持ってこなければならぬところはありますけれども、現時点で、できるだけ絞りたい。そして、それを軸に、ずっと持続的に解決していかないといけない、終わらなき戦いの事業もございまして、そんなことも含めながら、3つの軸を重点事業にして取り組んでまいりたいなと思っております。

その一つは、やはり当初からある地域公共交通の活性化事業でございます。これは、スマイルバスからAIを可視したデマンド型、これは福祉を重点にした、まず運転免許証を持ってない、そしてまた高齢者になっても住み続けられる、そういった福祉政策の中で、まずその実証実験に取り組むということで、重点事業の1丁目1番地にしております。

そして今、小中一貫教育で、建設工事も始まりました。これに関しましては、

ICT、またふるさと教育、生きる力含めて、これは令和4年に向けて、重点事業として教育事業を充実させていきたいなという思いがございます。

そして、3つ目が、コロナにより、やはり地域資源を生かした新たな観光スタイルというのが望まれております。これは当然、観光、飲食また木材、基幹産業も含めてですけれども、新たな観光スタイル構築事業というのが今問われていますんで、ワーケーション、テレワーク、企業の手も生かすという形での新たなスタイルづくりに向けて、重点事業として考えております。

以上でございます。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

地域公共交通網の整備については9月議会で、そしてまた、産業振興等については今回質問をいたしました。町長答弁のとおり、しっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

常に事業は見直しと検討、そして改善が必要かと思えます。誰のためにするのか、みんなに喜んでもらえるのか、初めからなかったらどうなのか、本当に必要なのか、するとしたらいつまで続けられるのか、止めたら誰が困るのか、優先順位の検討も含めて今の吉野町の力量をしっかりと把握し、それに見合った事業展開をぜひ進めていただきたいと、このように思います。総花的に事業を展開するのではなく、将来にわたり住民の皆さんに、町長が言われる安心と安全、与え続けられるように、そのための投資を優先して今からスタートをしていただきたいと思えます。まさに、住民の皆さんのための選択と集中が迫られております。今後の町長の手腕に期待をしたいと思えます。

最後に、町長、何かありましたら、一言お願いいたします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

このコロナも含めてですけれども、今までの延長上に町づくりはないと思っております。いろんな新しい発想、そしてまた新しい改革が望まれます。そこには、

やはり一番根底にある考え方で言いますと、暮らす人の心が豊かになる、これを軸にしながら町づくりを進めてまいりたいな。そしてまた、総計、第5次総計の、私のわくわくドキドキするような、感動が生まれる町づくりを根底に進めてまいりたいと思いますので、また事業の提案含めて、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

藪坂議長

野木委員。

野木議員

ぜひ、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

藪坂議長

続きまして、次の一般質問のための準備をしますので、自席で待機願ひます。

再開いたします。

続いて、5番、上滝義平議員より出されております

(1) 定住促進について

(2) 入札について

の一般質問をお願ひします。

上滝議員。

(「スイッチ」の声あり)

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

もう一回、言おか。

藪坂議長

はい。

上滝議員

5番、上滝です。ただいまから、私の一般質問をさせていただきます。

先ほど来から、辻内議員、野木議員、情熱ある質問をされ、定住促進について

重なっておる部分たくさんございますけれども、私のほうから思いつきに、将来のことを考えながらお話をさせていただきますので、答弁される方も、聞いておられる方の側に立って、難しい英語を入れたり、分からんような言葉を言うて、理解ができないというような住民さんの皆さん方の声もございますので、分かりやすく端的に物を言うてほしいと思っております。

では1番目に、定住促進ということで、私なりに質問をさせていただきます。

人口減少、過疎化が進み、市町村では定住促進に向けた様々な取組をしております。吉野町においても、吉野町定住促進住んで「よしの」の事業と、いろいろ取り組んでおりますが、人口減少は今なお進んでいます。これはどこの町村でも、人口は減少しております。

その人口減少に伴う考え方は、それぞれ立場によって違いますけれども、トップである町長のほうから、なぜ減少をしておるのか、かいつまんで物を申していただきたいと思えます。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

人口減少でございますけれども、これは日本全国、今高齢化が進み、少子化の問題で、多くの自治体がこの問題と向き合っているところでございます。吉野町におきましても、高齢化率がやはり50.2%、65歳以上が半数を占めている。そしてまた、出生率を見ましても、実際に平成22年の1.1から、現在も出生数が非常に少ない状況である。それと同時に、今、吉野町の置かれている環境を見ましても、やはり転出者が多く出ている中で、今のこの人口の減少が、毎年大体250ずつぐらい減ってきている状況が続いているのかなというふうに思っています。

それは、やはり従来の基幹産業である、やはり吉野町は、小規模事業者も含めて商工業者が非常に多いところでございました。ここで商売をしながら住んで、子育てをするというのが多かったんですけども、従来の基幹産業、割り箸業、製材業含めまして、いろいろな事業者がやっぱり減っている中で、学校の生徒数が減少してくる。それに伴い、樫原であったり、また宇陀へ出てしまうという状況の中で今の減少の数字になっているというのが、今の現状認識でございます。

藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>今のは、町長のほうから現状を言ってもうただけで、この過疎をどねんか人口を増やしていく、あるいは働く場所をつくる、環境をよくするというような、前向きな意見をどうぞ。</p>
藪坂議長	中井町長。
中井町長	<p>従来、吉野町もこの子育て、特に人口減少問題で、この2つがあると思うんですけれども、1つは、一般質問もあったと思うんですけれども、その中で高齢者が住み続けられる交通体系、これは一つの大きな高齢者世帯を支えるものかなと思っております。その中で、スマイルバスからできる限りきめ細かな交通体系を確立するA Iのデマンド式、これは今、来年度に向けて進めているところでございます。</p>
	<p>そして、もう一つが、子育て世代、この世帯が、やはり送迎の問題であったり、また塾の問題であったり、教育環境の問題の中で非常に出ていく率が高くなってきている。ここも2つの形でサポートしていきたいというのが、1つは福祉バスを利用したデマンド形式のやつを利用できないかということ、もう一つは、子育て支援の中で、現在もいろいろやっているんです。出産子育て支援、お祝い金であったり、また医療費の無償化、そしてまた保育料のゼロから5歳まで。これはゼロから2歳までは非課税世帯、これは所得に応じてということなんですけれども、吉野町はゼロから5歳まで無償化している。そういうふうな子育て支援もやりながらやっているんですけれども、現状のところは、なかなか厳しい状況です。</p>
	<p>ただ、新たに関係人口の創出も、いろんな形で吉野町に関わられる方々がおられます。一気に移住に行かないけれども、やはり先ほどの空き家の問題もありました。お試し期間の空き家体験、そしてまた地域の方と触れ合えるような形というのを、今後空き家政策と照らし合わせながら、しっかりとその移住体験ができ</p>

る。特に年少人口、この辺の世帯を増やせる施策に特化した形をつくっていききたいなというふうに思っております。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

今の町長の言うこともよく分かるんですけども、実際問題、その企業がないところへ、吉野町内に企業があれば、働く場所があるので、住んでよかったなど。あるいは、特別に水道料金が無料やから、吉野は非常に福祉的なほうに力を入れとるとか。あるいは、給食費が中学校の場合、今取っとるけれども、ただであるとか。予算的なこともあるけれども、ある市町村では、市長当選するのに、給付金を5万円コロナでやるさかい、全員にやるさかい言うて、予算も考えんとくにテレビ報道されて、そして当選をされておった市長もおりましたけれども、うそは絶対によくないことやけれども、実際問題このような状況の中で、吉野町はどうあるべきかということを考えるときには、もっときれいな言葉だけではなくって、やっぱり腹割って話合いをしなければならんなど。議会の委員会の中でも、腹割って話をせなあかん。ええことはええ、悪いことは悪い、という判断をしていかなければならないような状況であります。

とりわけ、4次基本構想の中では、7,000人を目標にしたやつが、今現在、令和2年では6,311人の人数になっております。これが、やがて令和27年、私らもう亡くなっていますけれども、たったの2,337人の人口になるだろうという見通しをした資料が、ここにございます。こんなん、ほんまに何考えとんねやろ、この統計自体は2,337って、こんな数字になんのかな。この間に合併でもすればなというような思いはあんねんけれども、もうほんまに、がっかりしております。

5年、5年でいろいろ精査しながら、令和12年においては4,463人と推定されております。先ほど辻内議員が、どのぐらいの人数を想定して頑張るんですかって町長に問うたら、大体4,500人ぐらいやと。4,500人ぐらいやったら、まあまあ5,000人切れるなどは私も思いますけれども、この令和27年、つまりこれから25年か、私の年でしたら100歳や。もう既に亡くなって、もう早よに亡くなるけれども、今の後期高齢者で、もう足もよとよと、口だけ達者というような状況です

けれども、たったの2,337人。こんな数字見て、ほんまに吉野に住んでよかったのかな。

よかった面と悪い面とは、いろいろそれはありますよ、各町村によっては。吉野町のよいところ、自然環境のよいところ、いろいろあります。いろんなことも踏まえて、第5次総合計画を考えなければ、この2,337人になっていくだろうと、こう思います。

こんなことばかり話ししとっても前に進みませんので、それはそれとして、私が3月の議会で、人口問題を一般質問しましたが、その際、町長は、各世代に満足していただける施策が人口減少の歯止めになると答えられました。私は、決してそんなことは思っておりません。やはり、働く場所、住んでよかったまちづくりには、それなりの税金も安い。国保税は、日本一吉野町は高い。介護保険も高い。後期高齢者保険も非常に高い。そんな高いところへなぜ住むのか。そこら辺に原点をしっかりと考えていただければ、住んでよかったまちづくりにはならないと、こう私は思います。

それから9か月間過ぎた今現在、町民の皆さんに満足していただける施策とはどのようなものか、どのように考えているのか、そしてどう進められているのか。町長自身、簡単にお答え願いたいと思います。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

6月の質問に対するお答えであったと思います。

実際に働く場所、これは当然、中学校のアンケートでも働く場所という形で、子供たちがアンケートに、住み続けられない率が上がっているのも事実です。

ただ、これ見ていただくと、実際いろいろな、あると思うんですけれども、実はその今、吉野町にとって一番大きな大企業、やはり役場だと思うんです。これは、山村部へ行くと、どうしても役場というのが、その地域の企業の一番大きな働き所である。ただ、その働き所であるけれども、実は近隣から通ってしまう、町内で住まれていない方も多くおられる。この根底はどこなのかなということ、もう一度やはり掘り起こさないと、やはり働く場所、製材業でもそうです、

やはり通われている方もおられます。ですから、やはり住み続けるための基本的な交通体系、そしてまた教育関係、そして生活が住みやすい環境づくり、ここをやはりやっていかないと、幾ら働く場所があっても住んでもらえないなというふうな私は認識しております。

ですから、非常に今厳しい状況でございますけれども、先ほどの各世代と言いましたのは、やはりここで暮らして続けられるための高齢者の移動手段を確保したい。それが一つ、スマイルバスからA I デマンド方式だというふうに認識をしていただければいいのかな。

もう一つは、やはり今、吉野町の中で、にぎわいの拠点がございません。どうしても買物に、車を持っておられる方は近隣に買物に行かれたり、町内でなかなか買物をする機会もない。その中で、跡地利用も含めて、しっかりとした企業と連携をしながら、そういうふうなにぎわいづくりをつくっていくことによって、その生活環境の充実さをつくっていききたいなというふうに思っております。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

町長、失礼なことを言うけれどもね、町長ご自身の息子さんは、今どこで働いてるんですか。町外、町内。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

今は大学を出て、大阪で働いております。

上滝議員

大阪で。

中井町長

はい。私も、ちょうど大学出てからは、大阪で働いておりました。

上滝議員

何年間。

中井町長

5年半、働いておりました。

上滝議員

なるほど。

やっぱり、政治に関わっておられる方は、率先して息子も、私の子供も東京と大阪でおります。せやけど事業所だけは吉野町へ持ってきて、うちへ持ってきて、法人税もたくさん払っております。そんなようにやっぱり仕掛けんのが、議員もやっぱり大事やと思いますよ。そんな自慢話、皆にしたらあかんけれども、実際問題、税金をたくさん払っております。そのようなことを仕向けてるのは、親が仕向けてるんです。金は、私はないけれども。

そういう、町長さんの息子さんも立派な方ですんやろうし、やっぱり町内で働く場所を探そうと思ったら、あれへんわな。あるけ。

（「ちょっと失礼です」の声あり）

いやまあ、ちょっと待って。

例えば、在宅でできるような会社あるらしいやんか。檜井でも1軒か2軒あるらしい。吉野町でも、大体在宅で勤務されて、給料をもらって、大阪へ通わんでも行けるようなシステムがあるらしいな。それは知らんねんけれども、とにかく、そういう働く場所がなければ住みにくい。

そして、住んでよかったまちづくりにするためには、福祉関係をもっと強力にやってもらわなあかんねんけれども、老人ばかりに温かい手を差し上げて、ほかの中年層には何ら、何もメリットがないやないかという、つい最近のお言葉がございましたけれども、やっぱり公共料金を下げる。そら限界もあつて、財政の関係で基金もなかったら何もでけへんけれども、このコロナの問題で来年度の調定額は、大体7億を切れると思うわ、俺。6億か5億ほどになったら、もうやっで行かれへんと思うよ。その代わりに、10年、20年先の起債を、過疎地である指定された継続されておつて、借金に借金積んでいって、今元本が121億の起債があんのか知らんけれども、それに伴う利息があるがな。そんなことを考えて、よう返していけるんかな。そして、ワールドマスターもまた1年遅れて5億も使うという、補助金がどのぐらいあんのか知らんけれども。

いろんな問題点があるから、やっぱりこの際、コロナをきっかけに精査をせな

あかんと思うよ、ある部分。

次に行きます。

吉野町定住促進で、住んで「よしの」の事業で、上市移住・定住・促進支援センターをNPO法人に委託して空き家活用支援事業を進めていますが、これまでの活用状況と実績、そして今後の方針について、簡単にお聞かせ願いたいと思います。どうぞ。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

こちらのほうでございますけれども、辻内議員、野木議員のときも、この空き家バンクに対する物件の登録数、利用者数も含めてですけれども、もう一度お話しさせていただきます。

上滝議員

簡単でええで、簡単で。

中井町長

簡単で、はい。

平成27年から空き家バンク利用希望者の数は、300人の登録でございます。そして、累積の成約件数ですけれども69件。そして、物件の数ですけれども、空き家の登録件数は103件でございます。

これで、今その移住者が、やはり相談の件数が増えています。これはやはり、コロナの影響だけではないと思いますけれども、地方への移住が進められているかなというふうに思っています。

その中で、今後この空き家に関する登録物件数を確保していく。そして、できるだけ改修をせずに使える、また軽微な改装でできる、ここの物件数を増やしていきたいなと思っていますので、これは先ほどの野木議員の一般質問にもありましたように、空き家に対する組織づくりを一本化、窓口も含めてですけれども、一本化して、しっかりと対応できる、その日からでも住めるような物件を紹介できることも含めて、対応していきたいなと思っております。

上滝議員	よろしくをお願いします。
藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>ありがとうございました。ちょっとだけ情熱のあるお言葉いただいて、ありがとうございます。</p> <p>いろいろと事業を進めていますが、公共料金が高く、財政状況も悪く、令和元年の経常収支比率は99.8%で、県内の町村で5番目の高さです。町長は3月議会で、借金と返済のバランスが崩れていると言いながら、本年度も多額の起債を発行しています。このような状況では、住民の皆さんが満足できる住みよいまちにはならないと私は思います。</p> <p>コロナウイルス感染が広がり、町内事業者も厳しい状況にあり、来年の町税収入も落ち込むと予想されます。来年度の予算編成は、無駄をなくして、住民のための予算となるよう要望いたします。それが、定住促進につながると思います。そのことに対して、一言どうぞ。</p>
藪坂議長	中井町長。
中井町長	<p>ただいまの経常収支比率でございます。99.8%というのは、平成30年度の決算ベースで99.8。令和元年度の経常収支比率は98.5%で、これも5番目から県内の7番目ということで、少しだけ改善はしているんですけども、非常に経常収支比率も、今後しっかりと財政支出を減らしていかないと厳しい状況になろうかなというふうに思っています。</p> <p>来年度から第5次総合計画が進みます。選択と集中のために、中期財政計画、これと事業を照らし合わせながら進めていくことによって、収支バランスを保っていきたいなというふうに思っております。</p>
上滝議員	ありがとうございました。

藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>次に、2番目に入ります。</p> <p>吉野町が発注する工事と備品購入費の入札のことでございますけれども、工事の入札及び備品購入費の入札、委託事業とどのような方法で行っているのか、お聞きしたいと思います。また、仕様書と随意契約についてもお聞かせ願いたいと思います。</p>
	以上。
藪坂議長	中井町長。
中井町長	<p>入札執行に関するご質問かと思えます。</p> <p>大きな流れの中で私お話しさせて、もし細かい点がありましたら……</p>
上滝議員	いや、もう簡単で結構。時間ないわ。
中井町長	<p>今現在、一般競争入札の方法と指名競争入札について、入札はさせていただいております。</p> <p>ただ、地方自治法の167条の1項、これ法律ですけれども、それと吉野町の契約規則第15条に該当しない契約については、原則として……これは、金額それぞれあるんですけれども、それによって随意契約でやっているケースもございます。</p> <p>ただ、この平成27年に随意契約ガイドラインを設定し、審査会審議を経て物品の購入に至っているということでございますので、しっかりとした審査審議会を経て入札は行っております。</p>
藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	私これ言うたのは、できるだけ税金が、町内の方が、事業主がしっかり払って

おると。そんな中で、やっぱり町内業者を育成する意味においても、もっとしつかりとJVで吉野町内の業者を使うとか、あるいは吉野町でできるような仕事やったら、吉野町の業者にしたたらええやないかというような思いで発言をさせていただきます。

次に、業者の選定に当たっては、全ての入札に当たり、特定の業者に有利な仕様書にならないように十分気をつけていただいて、指名審査委員会でも十分に協議をしていただき、できるだけ町内の事業者を優先していただくようお願いを申し上げます。

そして、町民に信頼される民主的な町政発展のために、吉野町倫理条例を制定してはいかがかなもんだと思いますけれども、町村によっては、倫理条例もできております、既に。そのことについて、町長から一言お伺いしたい。

以上。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

政治の倫理条例、この辺は議会発議で提案される場合もありますし、これは市長、町長また議会議員、全てその倫理に基づく条例でございます。この辺に關しましては、事業の請負を辞退するとか、そういったことも含めて、町民の負託を受ける上においては必要な倫理的な条例になろうかなというふうに思いますので、また議員の皆さん方からもご提案もあり、また我々でも政治家として、そういう倫理条例に向けて検討を進めてまいりたいなと思っております。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

議会の意見も尊重してもらおうというのは、そもそも中井町長の姿勢は非常にいいと思いますけれども、やはりトップになったら、ある程度主体性を出していただいて、そして議会が言うとしても何と、吉野町の将来にはこんなやないかい、と言うぐらいの馬力をつけていただきたいと思っております。

時間が来ましたんで、私はこれで一般質問を終わりますけれども、とにかく吉

野町があってこそ行政もあんねんから、町民のための行政をやらなあかんという
意味で、しっかりと皆さん方、いろんな角度から勉強もしていただいて、頑張っ
ていただきたいと思います。

ただ、人間、減少面だけで判断するからね。私も言うことだけ言うとするけれど
も、実際私に言われることも、おまえ、町会議員なんか出んなやというようなこ
とも言われることがあるんです。しかし、こんなことであってええのかというよ
うな気持ちもあるからね、また出ますけれどもね。いろんな人によって考え方が
違うということだけは、覚えといてください。

以上、ありがとうございました。

藪坂議長

一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

4日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査を
お願いいたしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

12月4日 午前10時 総務文教厚生委員会

12月5日 休会

12月6日 休会

12月7日 午前10時 産業建設委員会

12月8日 午前10時 予算決算特別委員会

12月9日 予備日

12月10日 予備日

12月11日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして、散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2時43分 散会 ）

令和2年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和2年12月11日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月11日 午後3時00分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平
3番 山本義史 4番 欠員
5番 上滝義平 6番 野木康司
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスタース、参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2 議第37号 吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて
日程3 議第38号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程4 議第44号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

することについて

- 日程 5 議第 39 号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 日程 6 議第 40 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 10 号について
- 日程 7 議第 41 号 令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 8 議第 42 号 令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について
- 日程 9 議第 43 号 令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について
- 日程 10 要 望 等
追 加 議 案 等
- 日程 11 議第 45 号 吉野町課設置条例の全部を改正することについて
- 日程 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 13 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 12月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平委員長をお願いします。

西澤議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会は、12月4日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」は、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービス、いわゆる「コンビニ交付サービス」を令和3年2月1日から開始することによる必要な条例整備であり、この「コンビニ交付サービス」の開始により、役場窓口の閉庁時である6時30分から深夜午後11時までや土日祝日でも印鑑登録証明書を取得でき、また吉野町以外でも最寄りのコンビニエンスストアで印鑑登録証明書を取得できることとなるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第38号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得基準が改正されたことに伴い、本条例においても軽減判定所得基準額について、「33万円」から「44万円」に改めるものであるとの説明を受け、激変緩和措置であることから、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第44号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給についての期間改正であるが、適用期間の見直しについて

は、より迅速かつ柔軟な対応が可能となるよう、条例で定めている適用期間を規則に委任するものであるとの説明を受け、新型コロナウイルス感染症対策は迅速な対応が求められることから、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 39 号「奈良県広域消防組合規約の変更について」は、消防組合の執行機関の整理、充実を図り、意思決定体制を明確化させると共に、広域化のメリットを更に生かした経費分担方法への見直しのための規約変更であり、町民が受ける消防、救急等の消防業務サービスと今後の町負担の両面から審査し、更なる住民サービスの向上の観点から、異議無く本規約変更案を承認することといたしました。

次に、山口自治会長 阪口勝康氏他 10 名の方から提出されております「小中一貫教育校開校後の吉野北小学校校舎の早期利活用を求める要望」については、役場組織を横断した各専門職員で構成する「庁内検討プロジェクトチーム」が設置され、2つの小学校跡地の「あり方」や「地活用の方向性」の協議を進めているとの報告を受けました。本委員会としては、これまでも学校の統合に伴い廃校となった施設については、地域の実情やニーズに則した利活用が求められており、公共領域を再創造することは大変重要な事業となることから、総合的に本委員会で検討することとして本要望を採択することと致しました。

また、付託議案以外に町当局から、現在進められている「吉野町教育関係施設 I C T 化計画」の経過概要と今後の I C T 教育環境整備計画の報告、並びに新型コロナウイルス感染症対策関連事業について予定事業も含め全 49 事業の執行状況について報告を受けました。

次に、町長から、町民にとってわかりやすい組織とすると共に、効率的で効果的な事務執行体制を構築するため、来年度、令和 3 年度から役場組織の見直しを行うことについての報告及びその概要説明を受けました。

以上が当委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項において継続して審査できるよう申し出たしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。

続いての委員長報告の準備をしますので、自席にて待機願います。

それでは、産業建設委員会 野木康司委員長にお願いします。

野木議員

産業建設委員会委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月7日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、中荘地区自治協議会会長 竹田哲三氏他1名の方から提出されております「奈良県農協中荘支店跡地の取得について（陳情）」については、当該地については、中荘地区自治協議会が史跡宮滝遺跡の隣接地としての利活用や拠点施設として計画していることから、理事者側より、総合政策課と文化観光交流課の両課に出席を求め審査いたしました。

宮滝遺跡の整備事業を担当する文化観光交流課からは、奈良県農協中荘支店跡地については、宮滝遺跡の整備事業において大変重要な用地として認識している報告があり、自治協議会を担当する総合政策課からは、奈良県農協及び中荘地区自治協議会の意向について報告を受けました。

本委員会としては、当該地の周辺には既に多数の町有地があり、今後の中荘地区自治協議会の活動や宮滝遺跡の利活用に向けた整備事業においても町が取得することは大変意義があることから、各課連携のもと中荘地区自治協議会の意向を伺い調整頂きたいと申し添え、異議無く本陳情を採択することと致しました。

次に、「令和2年度吉野町水道事業特別会計（上半期）決算について」報告を受けました。

営業収益は、6,587万307円、営業費用は1億5,680万7,673円であり、業務量は、給水人口が6,607人、給水戸数4,591戸、有収率83.90%であり、有収率

が昨年同時期から約 3.3%減少していることについては、南大野地内において路面に出ない状態の漏水が発生したことによるものとの報告を受けました。

次に、「県域水道一体化について」報告を受けました。

内容としては、県域水道一体化の効力を最大限に発揮させるための資産引継ぎの考え方や水道事業の大きな課題の 1 つである、施設老朽化への対応や水道事業を企業団に引き継いだ後の各市長村の役割の考え方やこれらに対する各市町村からの意見等について報告を受けました。また、今後のスケジュールとしては、来年（令和 3 年）1 月には、統合後の事業を進める企業団の設立、水道施設の整備方針や水道料金等の基本方針を定めた覚書書を締結し、令和 3 年度から企業団の運営方針のとりまとめや企業団設立準備を行い、令和 7 年度から県域水道一体化事業が開始する予定であるとの報告を受けました。

次に、吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会について、これまでの第 1 回から第 4 回の検討内容の概要等の報告と、12 月 25 日に同委員会から提言書を町長へ提出いただく予定であるとの報告を受けました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中につきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。

それでは次の委員課長報告の準備をしますので自席にて待機願います。

それでは、予算決算特別委員会 山本義史委員長にお願いします。

山本義史
議員

予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例会において、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査、並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は 12 月 8 日午前 10 時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず議第 40 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 10 号について」

ご報告申し上げます。補正予算の概要としましては、補正規模は6,737万5,000円の増額で、予算総額を75億9,569万9,000円するものであり、債務負担行為の追加は、来年の東京オリンピック開催に伴う聖火リレーの「令和3年度分負担金を135万5,000円」を限度として定めるもの、地方債の変更では、「町道整備」を目的として350万円追加し、限度額を2,670万円に変更するものであるとの説明を受けました。

主な歳入の補正は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」2,561万5,000円、町道新設改良事業財源としての「防災・安全整備交付金」1,447万8,000円及び「町債」350万円、「社会経済回復奈良モデル応援補助金」500万円、並びに各事業財源としての「繰越金」1,359万5,000円の増額等であり、歳出の補正は、「新型コロナウイルス感染症対策費」の主な内訳として、各自治会において感染対策備品を購入いただくための「地域コミュニティ維持推進交付金」1,000万円、経済活動の再生に向け、現在実施している「おかえりよしの観光商品券事業」が、当初予定していた宿泊者数が想定人数を超えることが予想されるため、冬季集客のインセンティブとして商品券を追加発行する「観光商品券事業費」570万円、観光地等でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方、いわゆる「ワーケーション」を推進するための「新たな観光スタイル推進事業費」450万円、役場のデジタル化を推進すると共に、新型コロナウイルス感染症対策としてのリモートワーク対応のための庁舎等のWi-Fi環境整備及び備品購入のための「庁舎等管理事業費」791万5,000円、並びに感染対策の亚克力板購入のための「備品購入費」250万円の増額であるとの説明があり、新型コロナウイルス感染症関連以外には、町道吉野51号線等舗装修繕及び丹治地内建物解体工事のための「町道新設改良事業」2,200万円及び町道吉野88号線崩土撤去及び補修のための「町道管理事業」350万円、防災重点ため池ハザードマップ作成のための「農業用施設整備事業」240万円の増額等であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算（案）を承認することと致しました。

次に、議第41号「令和2年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について」は、補正規模は33万円の増額で、予算総額を1億6,433万円

とするものであり、補正内容は、制度改正に伴う電算システム改修に係る増額補正「システム改修委託料」33万円であるとの説明を受け、異議無く、本補正予算（案）を承認することと致しました。

次に、議第42号「令和2年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について」は、補正規模は561万円の増額で、補正予算総額を13億6,825万4,000円とするものであり、補正内容は、制度改正に伴う電算システムの改修に係る増額補正「システム改修委託料」561万円であるとの説明を受け、異議無く、本補正予算（案）を承認することと致しました。

次に、議第43号「令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第3号について」は、起債の償還年次切り替えによる補正であり、「企業債償還金」164万円を増額し、それに伴い不足する額については、「過年度分損益勘定留保資金」で補てんするとの説明を受け、異議無く、本補正予算（案）を承認することと致しました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第37号「吉野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見ございませんか。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第38号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第44号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第39号「奈良県広域消防組合規約の変更について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 40 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算 (案) 第 10 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 41 号「令和 2 年度吉野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (案) 第 1 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 42 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 43 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに致しました。

日程 10 「要望等について」

産業建設委員会に付託いたしました中荘地区自治協議会会長 竹田哲三氏他 1 名により提出されております「奈良県農協中荘支店跡地の取得について」の要望につきまして意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本要望は委員長報告のとおり、採択することに決しました。

続きまして、総務文教厚生委員会に付託いたしました山口自治会会長 阪口勝康氏他 10 名より提出されております「小中一貫教育校開校後の吉野北小学校校舎の早期利活用を求める要望」につきまして、意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本要望を先ほどの委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本要望は委員長報告のとおり採択することに決しました。

追加議案が出ております。

日程 11 議第 45 号「吉野町課設置条例の全部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

議第 45 号「吉野町課設置条例の全部を改正することについて」説明をさせていただきます。

町長部局の組織につきましては、現在の 9 課を 8 課に再編させていただきます。これは、来年度第 5 次総合計画に伴い、そしてまた 4 次総合計画、そして検証を踏まえ、今町民の皆さん方にできるだけ課題をスムーズに解決できるように課を再編するものでございます。

「総合政策課」につきましては、「政策戦略課」と「協働のまち推進課」に再

編をさせていただきます。「政策戦略課」につきましては、これから第5次総合計画そしてまた、宮滝遺跡整備計画、そして小学校の跡地利用、ワールドマスターズ、様々な大きな事業を抱えております。それを政策的に、財務の面でも、中期財政計画、その財政をしっかりと見極めながら政策を進めるという形で「政策戦略課」を設置させていただきます。

そして、従来「総務課」にありました「広報広聴室」でございますけれども、これは政策面からしっかり事業内容を町内外に政策的に広報をしていくという形でより強化という意味で「政策戦略課」に、広報部門を設置させていただきます。

そして、「協働のまち推進課」につきましては、今まで以上に町民の皆さん方また、地域自治との連携を強化すると共に今回の議会でも大きなテーマになっておりました「空き家」に対する窓口を一本化していく意味も含めまして「協働のまち推進課」を設置させていただきます。

そこでは、「ふるさと納税」これは吉野町の財源にとっても大きな事業でございます。これも協働のまちの方で「ふるさと納税」を担当するというようにさせていただきます。

そして、「総務課」でございますけれども近年大きな災害が多発しております。「より危機意識を高める」それは、庁舎内、そしてまた町民の皆さん方への危機管理という意味で「危機管理室」を設置するそして、今デジタル庁という形で国の流れがございます。そのデジタル化推進にあわせて、「デジタル推進室」を設置してより強化していきたいと考えております。

そして、「町民課」と「税務収納課」に関しましては、統合して「町民税務課」にさせていただきます。

また、「長寿福祉課」と「暮らし環境整備課」につきましては、大きな改正はございません。

「産業振興課」と「文化観光交流課」につきましては、「農林振興課」と「産業観光課」に再編をさせていただきます。これは、農林振興につきましては、近年休耕田、そしてまた太陽光発電、農業に対する有害駆除も含めて非常に切

羽詰まった状況の中で対策をしていかないといけない。従来の組織体制では町民の皆さん方の安全なる農業政策も、また林業の放置林も対策ができないということで「農林振興課」を設置させていただいて、より事業を進めて参りたいと思います。

そして、「産業観光課」につきましては、やはりこのコロナの影響に留まらず従来から非常に既存の基幹産業というのは厳しい状況にある、その中で歴史産業を歴史も活かした形で自然ツーリズム、体験型という形で従来の産業、木材、また伝統産業、そして環境を繋げるという意味で「産業観光課」を設置させていただいて連携を図っていきたいと考えております。

室につきましては、事務分掌規則で規定をさせていただきます。

以上が、今回の「吉野町課設置条例」でございます。いずれにおきましても町民の皆さん方にわかりやすく、スピーディーに対応できる体制づくりということでございますのでご理解の程よろしく願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

質疑か。意見ちゃうんか。

藪坂議長

質疑です。

上滝議員

あー。私の言いたいのは、先ほど中井町長がご説明をいただいたとおり町民の皆さんにとって、わかりやすい課であるというのは、非常に素晴らしいことだと思っております。

しかしながら、縦割り行政やってよく言われるんですけども、課の連携をしながらスムーズな町運営をしていただくことを願っております。

以上です。

藪坂議長

今は、質疑の時間ですので意見に関しましては、今のは意見とは認めませんので、ご理解ください。

(笑 い 声 あ り)

それでは、本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって議第 45 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 45 号「吉野町課設置条例の全部を改正することについて」意見を求めます。

上滝議員。

上滝議員

改めて、ご意見を申し上げます。

課の設置条例については、非常に素晴らしいことだと思っております。

ただし、職員が出張も多いし、休暇も必要であろうかと思えますけれども、問い合わせをしたところなかなか担当がおれへんとかいうような問題が出ております。そんなことのないように大幅な内容は、職員一人一人が皆さんの奉仕者として、全体の、公共の利益のためには頑張るんだという姿勢で、今後取り組んでいただきたいなど。横との連携をよろしくお願い申し上げます。

意見です。

藪坂議長

他にご意見ございますか。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案を原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よってそれぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程 13 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配布のとおり、議員派遣を致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配布のとおり、議員派遣をいたすことに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長

改めまして、まずは上程させていただきました議案全てご承認いただきましてありがとうございます。

今、第 4 回の吉野町定例会につきましては、議員各位の皆様におかれましては 4 年の任期、また補選で上がった方に関しましても、すべて今回が最後の定例会でございました。

任期は3月7日までございますが、いろいろな角度から一般質問、そしてまた委員会でもご提案も含めていただきましたことを心から感謝を申し上げます。

そして、本年度もですが、3月の定例会から始まり、臨時会すべてコロナ禍の中での対応でございました。議員の皆さん方にも心強い支援をいただき、行政へのアドバイス、また支援もいただいたことも心から感謝申し上げます。

まだまだコロナが拡大中でございます。国の方でも3次の補正が来年また出てこようかなということで、まだまだ臨時会も招集させていただくこともあろうかと思いますが、来年2月の選挙に向けまして吉野町におきましても次の4年というのは、非常に大きな事業が続いております。そういった意味でも今回の、来年の選挙戦に向けても町民の皆さん方のご意見や、いろいろな角度から町政に対するいろいろな声を聞いていただいて反映いただければなというふうに思います。

これから寒さも厳しくなりますが、議員各位におかれましては健康に留意されて、議員活動をしていただくことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

藪坂議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することができました。
ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。
これをもちまして令和2年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時39分 閉会)